労働災害発生状況の推移　（コロナ感染者を除く）

資料１

１　労働災害発生状況

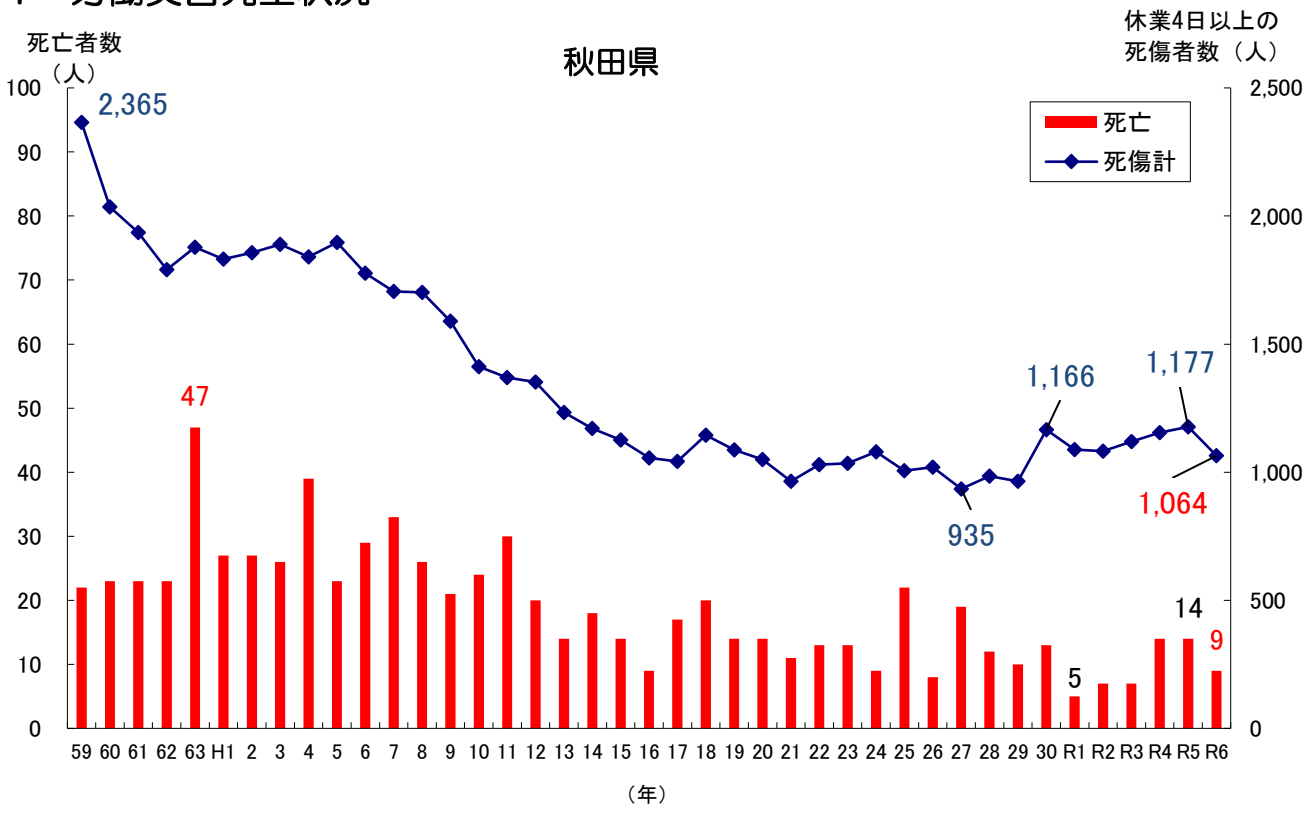

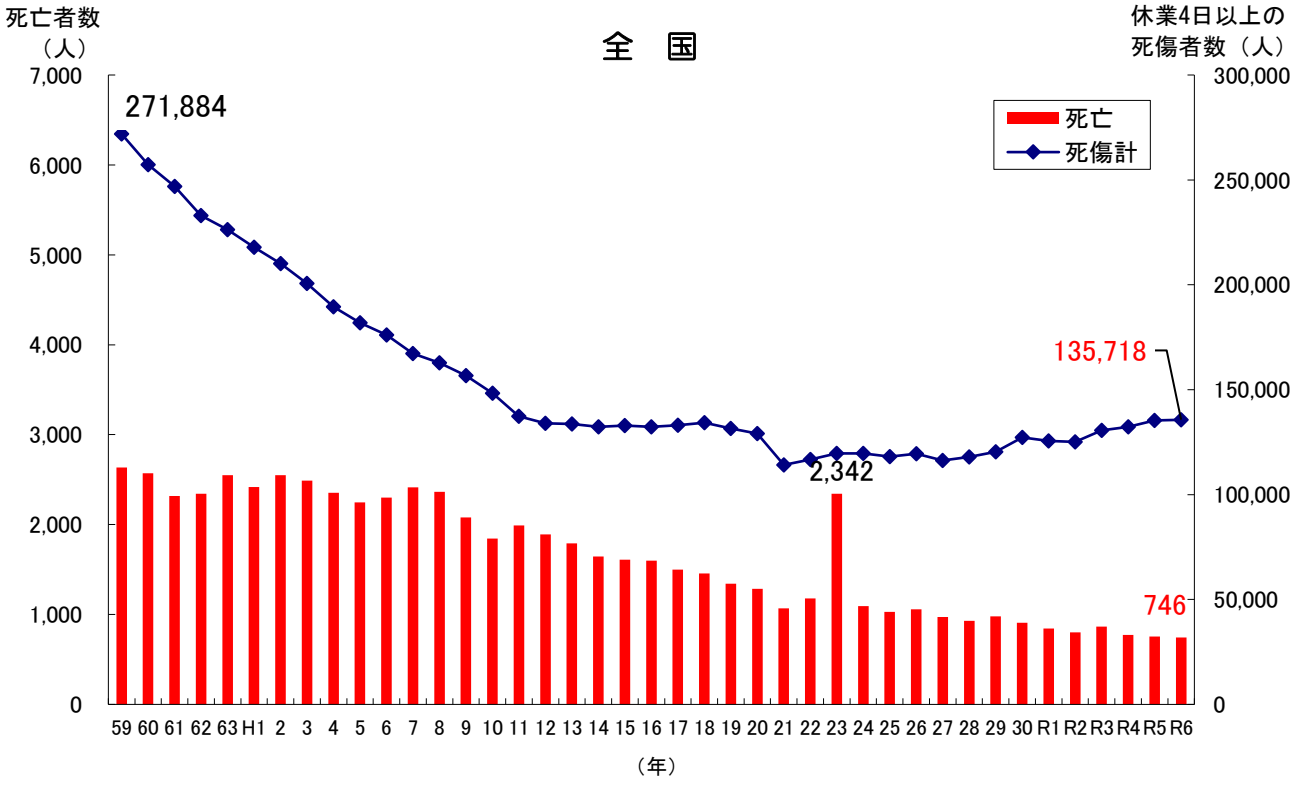

主要業種別発生状況（過去10年の推移）

（コロナ感染者を除く）

資料　2

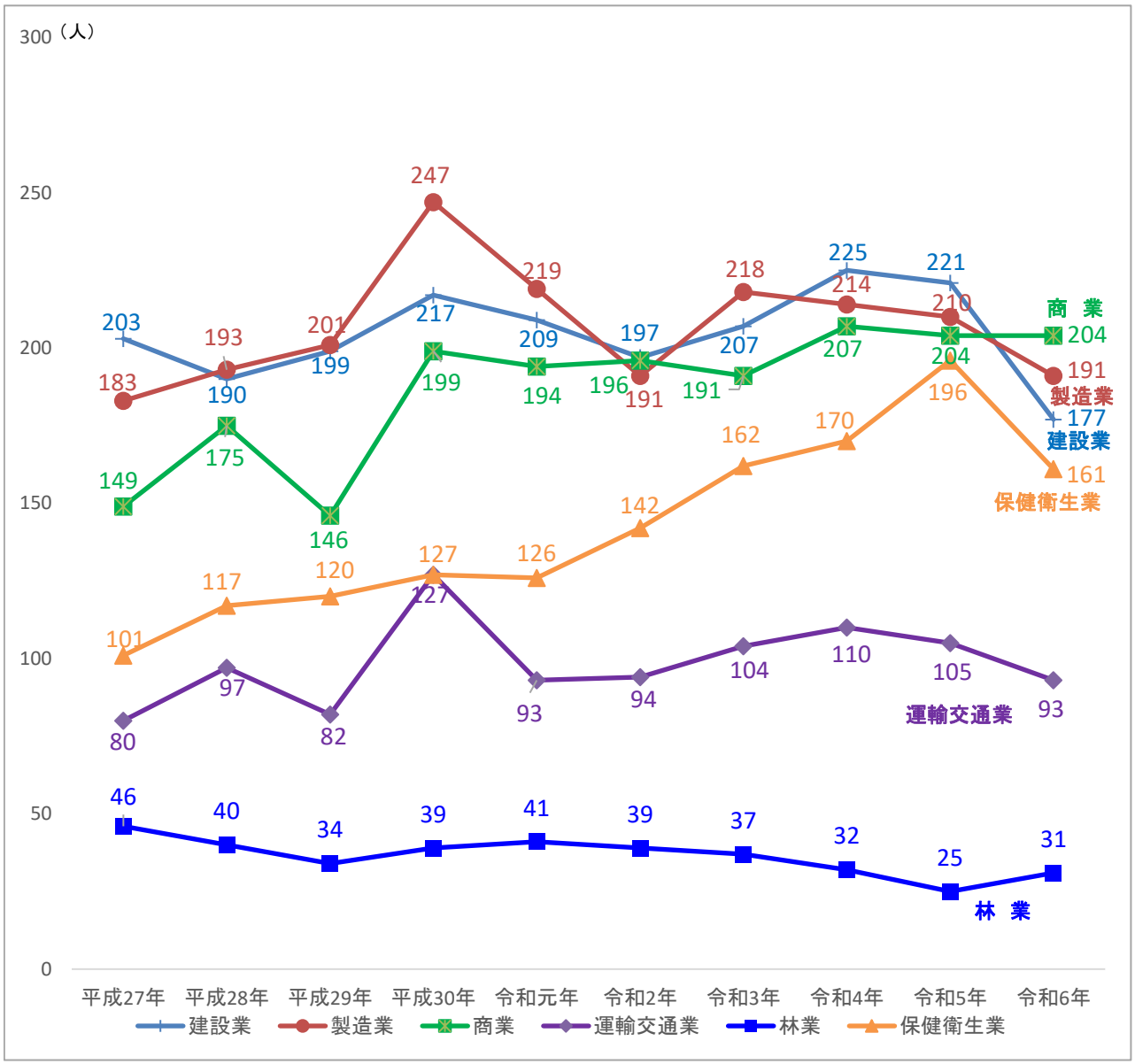

令和6年　業種別発生割合

（コロナ感染者を除く）

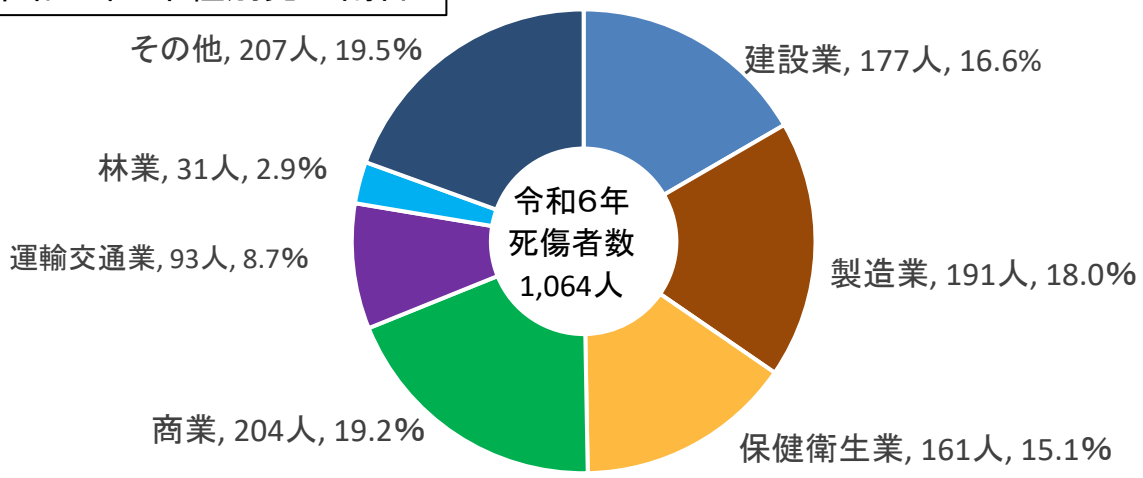

令和6年労働災害発生状況　（　確定　）

秋田労働局
（令和７年４月８日作成）

年別 / 災害別 / 業種別 / 号別	令和４年（確定値）		令和５年（確定値）		令和５年（確定値）		令和６年（確定値）		前年増減		秋田署				能代署				大館署				横手署				大曲署				本荘署			
											５年		６年		５年		６年		５年		６年		５年		６年		５年		６年		５年		６年	
	死亡	休業４日以上	死亡	休業４日以上	死亡	休業４日以上	死亡	休業４日以上	件数	百分率（%）	死亡	休業４日以上	死亡	休業４日以上	死亡	休業４日以上	死亡	休業４日以上	死亡	休業４日以上	死亡	休業４日以上	死亡	休業４日以上	死亡	休業４日以上	死亡	休業４日以上	死亡	休業４日以上	死亡	休業４日以上	死亡	休業４日以上
1～17　全業種合計	14	3117	14	1714	14	1714	9	1496	-218	-12.7	6	687	3	475	2	203	1	190	2	237	1	293	1	229	1	224	2	186	3	164	1	172		150
うち新型コロナを除く	14	1155	14	1177	14	1177	9	1064	-113	-9.6	6	464	3	399	2	111	1	81	2	196	1	201	1	167	1	134	2	138	3	142	1	101		107
うち新型コロナによる		1962		537		537		432	-105	-19.6		223		76		92		109		41		92		62		90		48		22		71		43
1　製造業	2	321		225		225	2	191	-34	-15.1		68		59		15		22		57		49		48		26		11	2	20		26		15
食料品製造業	1	85		74		74		42	-32	-43.2		25		18		2		2		9		10		23		3		7		5		8		4
木材・木製品製造業		30		35		35	1	35				8		6		4		6		16		17		4		2		1	1	4		2		
鉄鋼・非鉄・金属製品製造業		32		27		27	1	30	2	7.4		8		14		3		2		8		5		3		3			1	3		5		3
一般・輸送用機械器具製造業		38		17		17		17				3		3				1		11		5		2		4				3		1		1
電気機械器具製造業		23		21		21		14	-7	-33.3		8		3						2		3		5		4						6		4
上記以外の製造業	1	113		51		51		53	2	3.9		16		15		6		11		11		9		11		10		3		5		4		3
2　鉱業（鉱安法適用を除く）				4		4		5	1	25.0										2		3		1		1		1		1				
3　建設業	8	304	5	221	5	221	6	180	-41	-18.6	2	71	3	60	1	21	1	12	1	41	1	33	1	35	1	26		39		24		14		25
土木工事業	3	119	3	70	3	70	2	54	-16	-22.9	1	21	1	9	1	4		3		15		15	1	12	1	9		15		7		3		11
建築工事業	3	117	2	122	2	122	4	93	-29	-23.8	1	37	2	40		15	1	6	1	21	1	14		16		9		22		13		11		11
鉄骨・鉄筋家屋建築		12	1	16	1	16	1	18	2	12.5		2	1	5		2		3	1	4		5		3		1		5		3				1
木造家屋建築	3	78		70		70	1	46	-24	-34.3		18		13		8		2		16	1	7		10		6		12		9		6		9
その他の建設業	2	68		29		29		33	4	13.8		13		11		2		3		5		4		7		8		2		4				3
4　運輸交通業		132	2	105	2	105		93	-12	-11.4	1	53		54		7		3	1	15		14		15		11		6		6		9		5
道路貨物運送業		97	2	88	2	88		85	-3	-3.4	1	42		49		6		3	1	13		13		14		10		5		5		8		5
5　貨物取扱業		2		1		1		1						1		1																		
6-2 林業	2	32	1	25	1	25		31	6	24.0		3		6		4		2		5		13		2		1	1	7		5		4		4
8　商業	1	256	1	205	1	205		204	-1	-0.5	1	95		92		23		17		25		23		19		23		31		29		12		20
小売業	1	204		182		182		168	-14	-7.7		82		74		20		14		22		20		19		18		27		24		12		18
13　保健衛生業		1801	1	713	1	713		589	-124	-17.4	1	296		126		114		123		65		129		75		102		66		43		97		66
社会福祉施設		1052	1	417	1	417		425	8	1.9	1	161		93		21		38		55		115		66		97		64		37		50		45
14　接客娯楽業		63	1	49	1	49		62	13	26.5		23		27	1	3		4		7		11		4		10		10		9		2		1
飲食店		32		18		18		30	12	66.7		9		16		2		2		4		3		1		5		2		3				1
15　清掃・と畜業	1	35	1	59	1	59		40	-19	-32.2		35		17		7		3		10		6		2		3	1	4		6		1		5
上記以外の事業 6-1,7、9～12,16,17		171	2	107	2	107	1	100	-7	-6.5	1	43		33		8		4		10		12		28		21		11	1	21	1	7		9

労働者死傷病報告（休業４日以上）を集計したもの。死亡は内数。

資料3

令和6年 事故の型別労働災害発生状況等

資料4

事故の型別分類

事故の型別	令和6年
転倒	318
墜落・転落	197
動作の反動・無理な動作	130
はさまれ・巻き込まれ	98
切れこすれ	79
交通事故	35
激突され	59
その他	148
合計	1064

（人）

（コロナ感染者を除く）

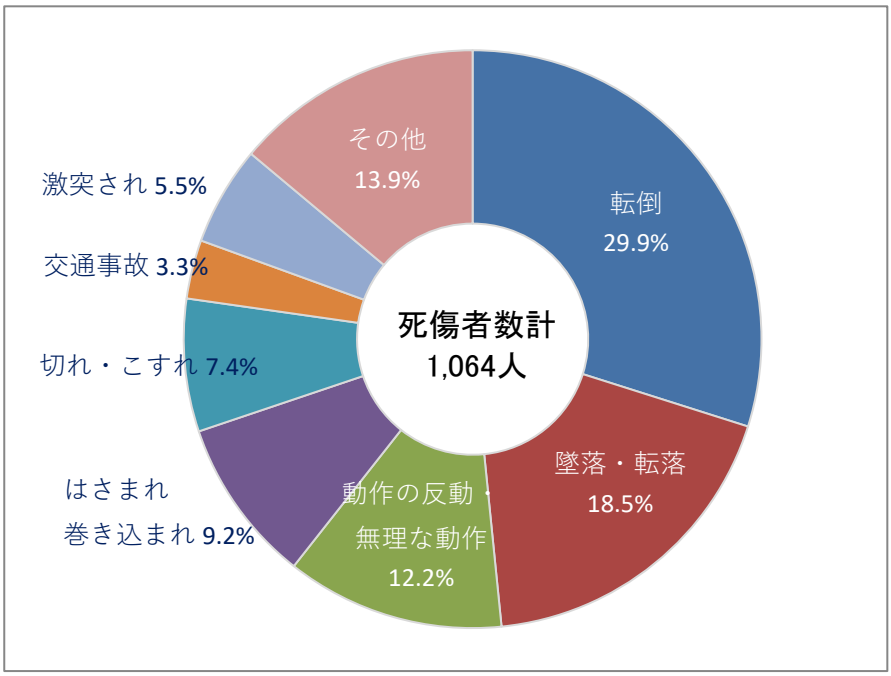

事故の型別労働災害発生状況の推移（令和元年～令和6年）

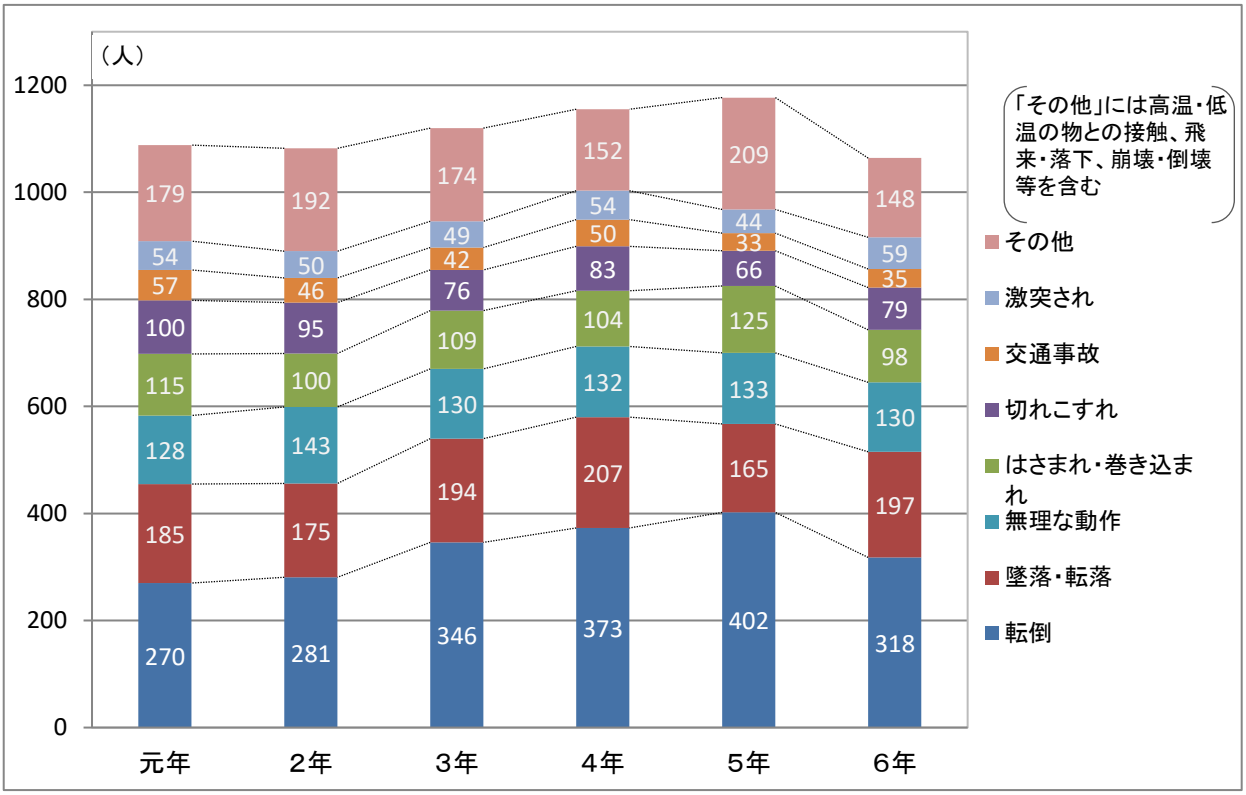

（コロナ感染者を除く）

令和6年　死亡災害発生状況（確　定）

秋田労働局　　資料5

No	署別	発生月	業種名	年齢 経験 (〇年以上 〇年未満)	事故の型	起因物	発生状況
1	能代	1月	その他の建築工事業 (3-2-9)	60歳代 (1年未満)	激突され	掘削用機械	ボイラー解体工事現場で、ドラグ・ショベルを使用して地下室の瓦礫の撤去作業を行っていたところ、ダンプトラック運転手である被災者がドラグ・ショベルの作業半径内に立ち入り、バケットが激突して被災したもの。
2	秋田	3月	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業 (3-2-1)	60歳代 (30～40年)	墜落、転落	屋根、はり、もや、けた、合掌	社屋建設工事現場で、被災者は鉄骨の梁上（梁の幅35cm、高さ約7.4m）でボルトの増し締め作業を行おうとしたところ、地面に墜落したもの。梁上には親綱が設けられており、被災者は胴ベルト型の墜落制止用器具を着用していたが、使用していなかった。
3	秋田	5月	その他の建築工事業 (3-2-9)	60歳代 (20～30年)	激突され	掘削用機械	事業主が所有する田んぼの日当たりを良くするため、被災者と事業主の２名で木の伐木作業を行っていた。事業主がドラグ・ショベルを運転して伐倒木を搬出しようとしたところ、ドラグ・ショベルが横転し、近くにいた被災者がドラグ・ショベルの下敷きになった。
4	大館	6月	木造家屋建築工事業 (3-2-2)	70歳代 (50～60年)	墜落、転落	屋根、はり、もや、けた、合掌	建て方作業において、被災者は梁上に仮置きされた母屋材を運ぶため、母屋材に向かって梁上を移動していたところ、バランスを崩して約3.4m下の土間コンクリートに墜落した。被災者はヘルメットを着用していたが、墜落防止措置は講じていなかった。
5	秋田	7月	河川土木工事業 (3-1-7)	70歳代 (20～30年)	激突され	掘削用機械	河川工事現場で被災者と数名の作業員はトラック荷台に積まれた鋼矢板を移動式クレーン仕様のドラグ・ショベルのフックにワイヤロープで玉掛けして地面に降ろす作業を行っていた。水平に吊り上げた鋼矢板の振れ止めのため、被災者が鋼矢板の先端を押さえた状態でドラグ・ショベルを旋回させたところ、ワイヤロープがずれて鋼矢板が斜めになり、被災者の頭部に激突した。
6	大曲	7月	その他の事業 (17-2-9)	40歳代 (1年未満)	交通事故（道路）	乗用車、バス、バイク	被災者は用水路の巡回のため軽トラックで市道を走行して交差点に差し掛かったところ、東側から西側に走行していた被災者の軽トラックと南側から北側に走行してきたワゴン車が衝突した。災害発生場所の交差点には信号がなく、ワゴン車が走行していた道路が優先道路であった。
7	大曲	7月	合板製造業 (1-4-2)	70歳代 (1～5年)	激突され	丸のこ盤	被災者は木材加工用の丸のこ盤を使用して外壁下地材を縦にカットする作業を行っていたが、カットしていた木材が反発して被災者に激突した。なお、丸のこ盤には反ぱつ予防装置が設けられていなかった。
8	横手	7月	道路建設工事業 (3-1-6)	60歳代 (5～10年)	崩壊、倒壊	地山、岩石	道路改良工事現場において、前日からの大雨により当日の作業が中止となったため、被災者は法尻の擁壁上で前日に使用した機材の片付け作業を行っていたところ、法面から土砂が崩壊し、それに巻き込まれた。
9	大曲	12月	その他の金属製品製造業 (1-12-9)	60歳代 (20～30年)	交通事故（道路）	乗用車、バス、バイク	被災者は車（社有車）に積んだ製品を取引先の業者に納めるため、車で片側１車線の国道を走行していたところ、被災者が運転した車が対向車線に進入し、対向してきた大型トラックと正面衝突した。

事故の型・業種別労働災害発生状況等

資料6-1

令和6年　主要業種別　転倒災害発生状況

製造業	43
建設業	21
運輸交通業	19
林業	3
商業	93
保健衛生業	67
接客娯楽業	24
その他	48
合計	318

（人）

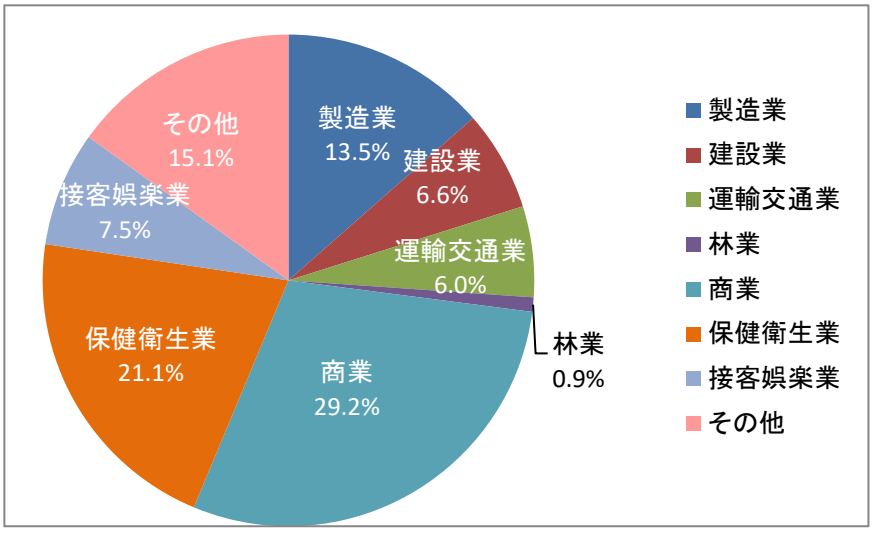

転倒災害　発生月別推移（令和4年～令和6年）

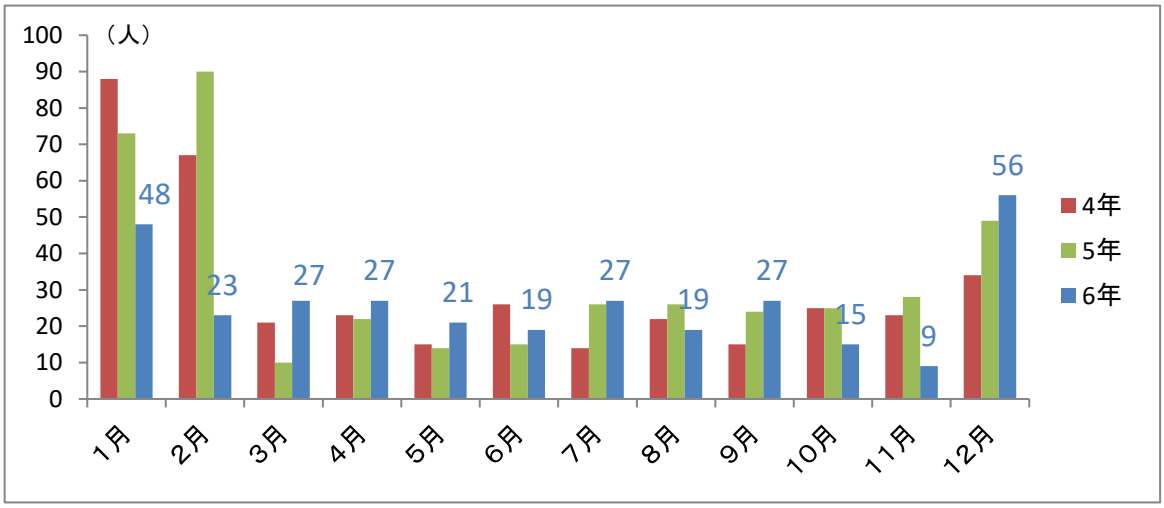

令和6年　休業日数別転倒災害発生状況

4日～13日	60
14日～29日	75
30日以上	183
合計	318

（人）

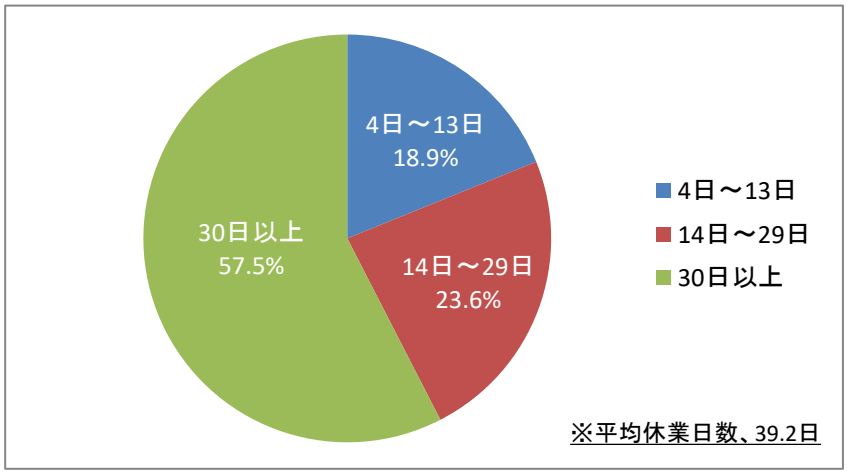

資料6-2

令和6年　男女別年齢別転倒災害発生状況

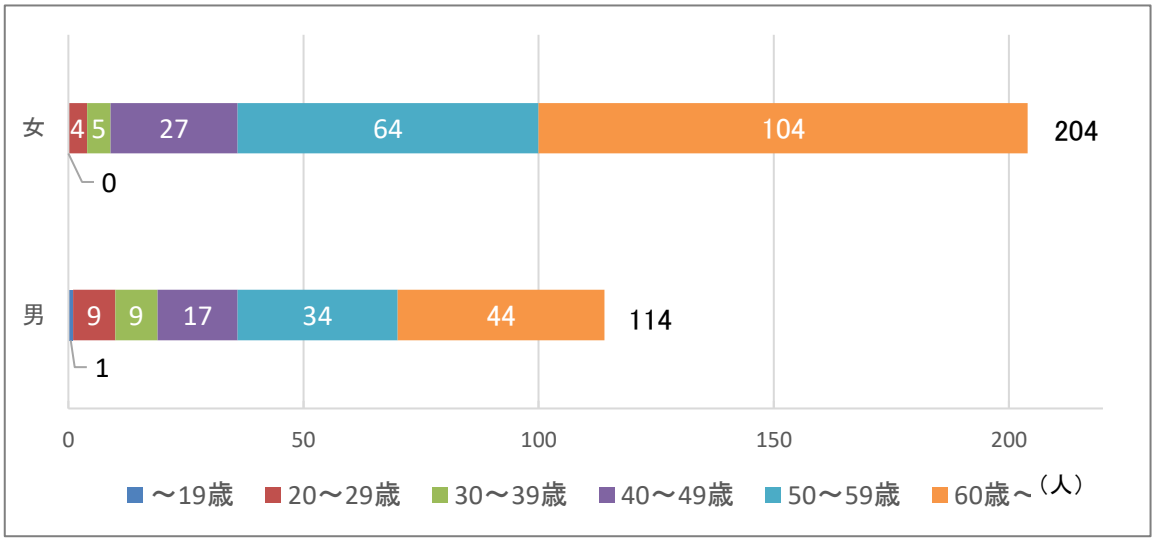

令和6年 主要業種別　墜落・転落災害発生状況

製造業	19
建設業	68
運輸交通業	28
林業	3
商業	28
保健衛生業	10
接客娯楽業	6
その他	35
合計	197

（人）

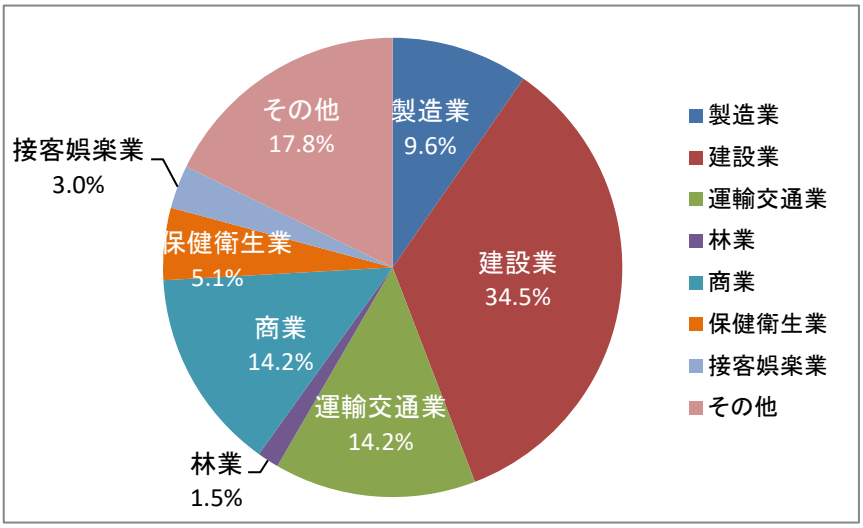

令和6年　主要業種別　動作の反動・無理な動作災害発生状況

製造業	23
建設業	6
運輸交通業	10
林業	1
商業	24
保健衛生業	45
接客娯楽業	7
その他	14
合計	130

（人）

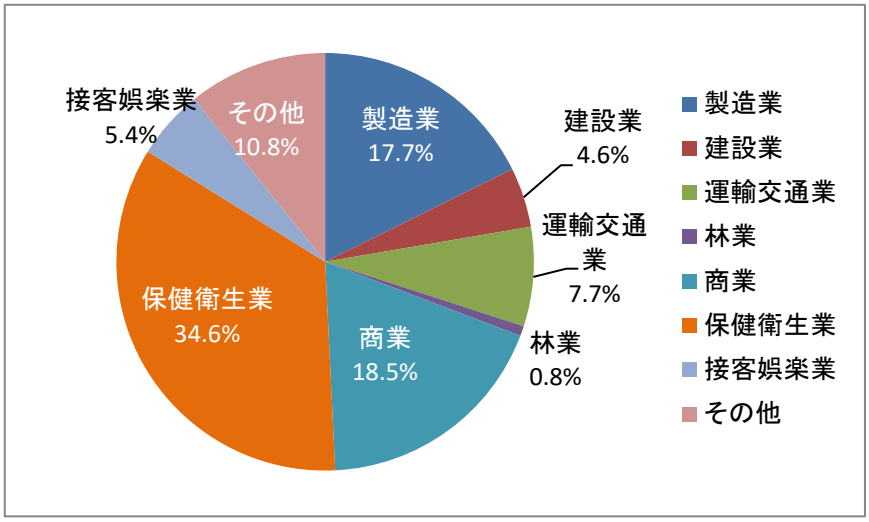

資料6-3

令和6年　主要業種別　はさまれ・巻き込まれ災害発生状況

製造業	44
建設業	15
運輸交通業	14
林業	3
商業	7
保健衛生業	2
接客娯楽業	1
その他	12
合計	98

（人）

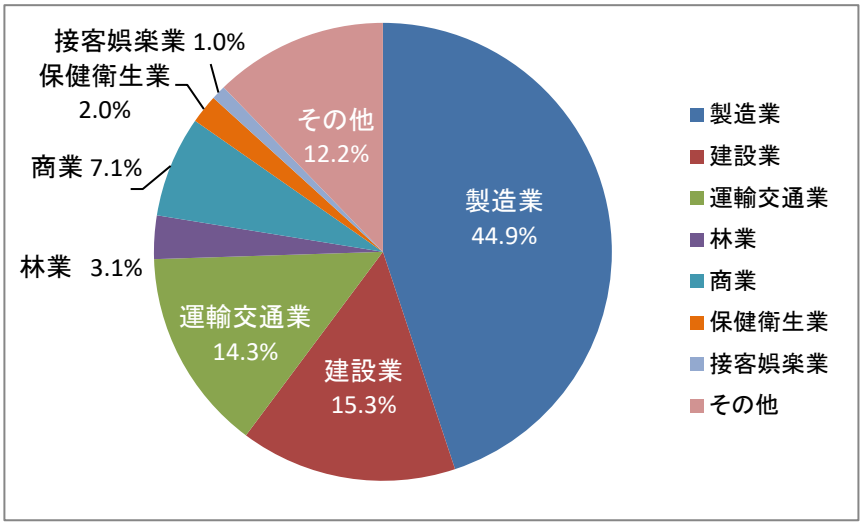

令和6年　主要業種別　切れ・こすれ災害発生状況

製造業	20
建設業	17
運輸交通業	0
林業	11
商業	15
保健衛生業	4
接客娯楽業	8
その他	4
合計	79

（人）

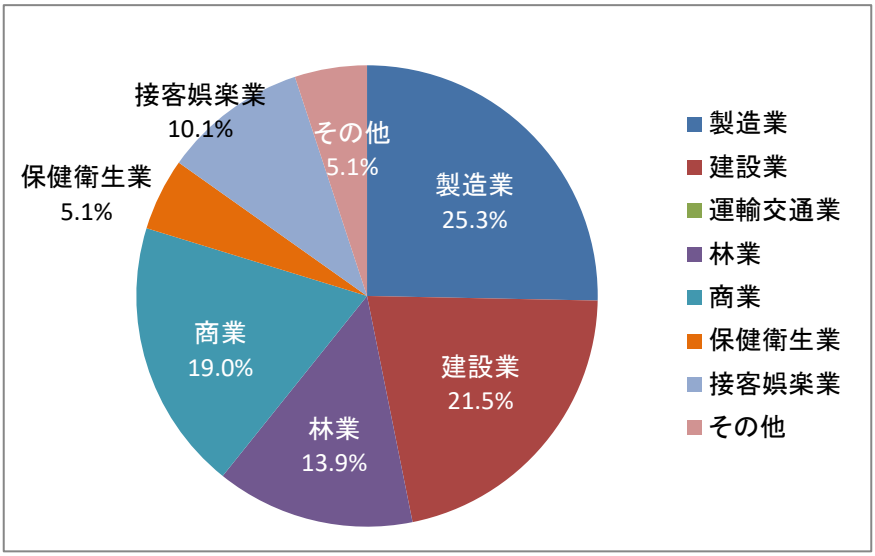

令和6年　被災年齢別発生状況（全業種）

～19歳	8
20～29歳	115
30～39歳	103
40～49歳	205
50～59歳	261
60歳以上	372
合計	1,064

（人）

〔コロナ感染者を除く〕

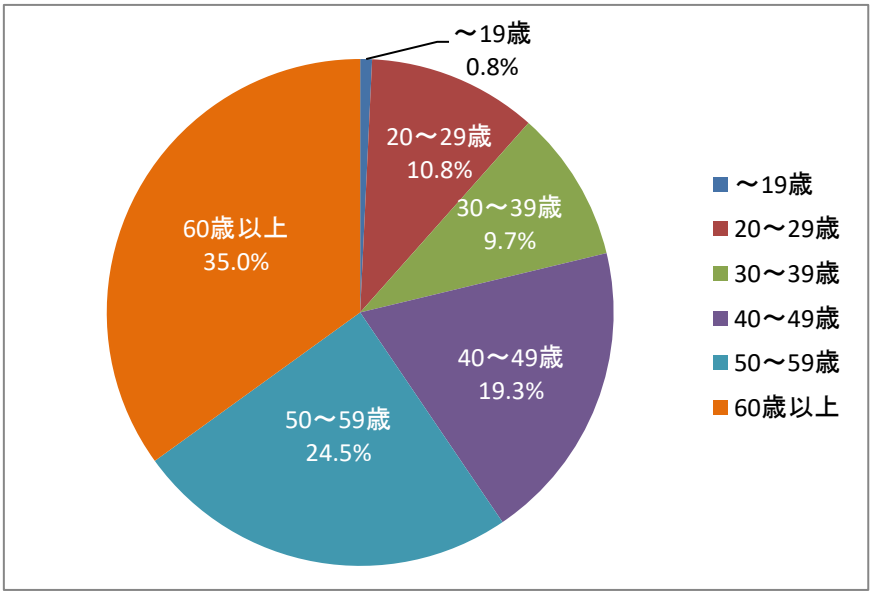

資料 7-1

秋田県介護施設＋Ｓafe 協議会　設置要綱

1　設置趣旨・目的

休業４日以上の労働災害による死傷者数は、第三次産業を中心に増加傾向にあり、事故の型別でみると、「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」による死傷者数が年々増加し、全体の約４割という状況にあるなど、労働者の作業行動を起因とする労働災害（以下「行動災害」という。）の増加が課題となっている。

また、転倒災害では約半数が骨折などを伴う休業１か月以上の災害であり、中には後遺症を伴う重篤な災害も発生している。

その影響は企業における経営活動にも多分に影響を及ぼしている可能性があることから、その対策は喫緊の課題であり、必要な対策を講じ、着実に減少傾向に転じさせる必要がある。

死傷者数を減少に転じさせるためには、増加する行動災害の予防を労働分野の問題としてだけではなく、働き手の確保などの企業の経営問題、国民の健康に関わる問題として捉え、関係者が一丸となって対策を講じることが必要である。

本協議会は、構成員の安全衛生に対する意識啓発と自主的な安全衛生活動の定着を図るとともに、構成員が管内の安全衛生に対する機運醸成を推進することを目的とする。

2　実施事項

（１）構成員の取組に関する情報交換
（２）行動災害防止対策や健康づくりなどの専門家による講演
（３）構成員の取組目標等を定めた協定の締結
（４）構成員相互間での現場視察、パトロール等の実施
（５）行動災害防止にかかる啓発資料等の作成
（６）厚生労働省で実施予定のコンソーシアムへの参加・アワードへの応募

3　構成員

別紙のとおり

4　開催頻度

半期に１度程度（６月及び 12 月を目安に開催する）

5　その他

（１）その他協議会の運営に必要な事項は、構成員の議論を経て決めることとする。
（２）協議会に関する事務は、秋田労働局労働基準部健康安全課において行う。
（３）本要綱は、令和４年 12 月９日から施行する。
（４）本要綱の一部（別紙）を改正し、令和５年 11 月 21 日より施行する。

資料 7-2

秋田県小売業＋Safe 協議会　設置要綱

1　設置趣旨・目的

休業４日以上の労働災害による死傷者数は、第三次産業を中心に増加傾向にあり、事故の型別でみると、「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」による死傷者数が年々増加し、全体の約４割という状況にあるなど、労働者の作業行動を起因とする労働災害（以下「行動災害」という。）の増加が課題となっている。

また、転倒災害では約半数が骨折などを伴う休業１か月以上の災害であり、中には後遺症を伴う重篤な災害も発生している。

その影響は企業における経営活動にも多分に影響を及ぼしている可能性があることから、その対策は喫緊の課題であり、必要な対策を講じ、着実に減少傾向に転じさせる必要がある。

死傷者数を減少に転じさせるためには、増加する行動災害の予防を労働分野の問題としてだけではなく、働き手の確保などの企業の経営問題、国民の健康に関わる問題として捉え、関係者が一丸となって対策を講じることが必要である。

本協議会は、構成員の安全衛生に対する意識啓発と自主的な安全衛生活動の定着を図るとともに、構成員が管内の安全衛生に対する機運醸成を推進することを目的とする。

2　実施事項

（１）構成員の取組に関する情報交換
（２）行動災害防止対策や健康づくりなどの専門家による講演
（３）構成員の取組目標等を定めた協定の締結
（４）構成員相互間での現場視察、パトロール等の実施
（５）行動災害防止にかかる啓発資料等の作成
（６）厚生労働省で実施予定のコンソーシアムへの参加・アワードへの応募

3　構成員

別紙のとおり

4　開催頻度

半期に１度程度（６月及び 12 月を目安に開催する）

5　その他

（１）その他協議会の運営に必要な事項は、構成員の議論を経て決めることとする。
（２）協議会に関する事務は、秋田労働局労働基準部健康安全課において行う。
（３）本要綱は、令和４年 10 月 11 日から施行する。

エイジフレンドリーガイドライン
（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）

資料 8-1

働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう

※エイジフレンドリーとは「高齢者の特性を考慮した」を意味する言葉で、WHOや欧米の労働安全衛生機関で使用されています。

高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含め**すべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要**です。

年齢層別　労働災害発生率（休業４日以上死傷度数率）（令和５年）

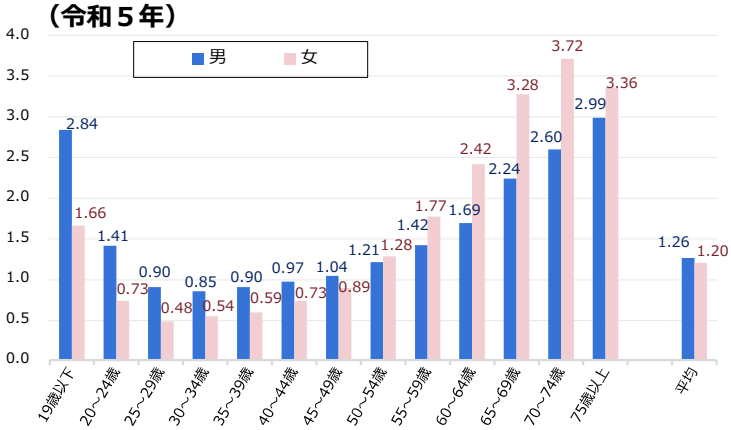

※度数率＝労働災害による死傷者数/延べ実労働時間数×1,000,000

年齢層別　労働災害による休業見込み期間（令和５年）

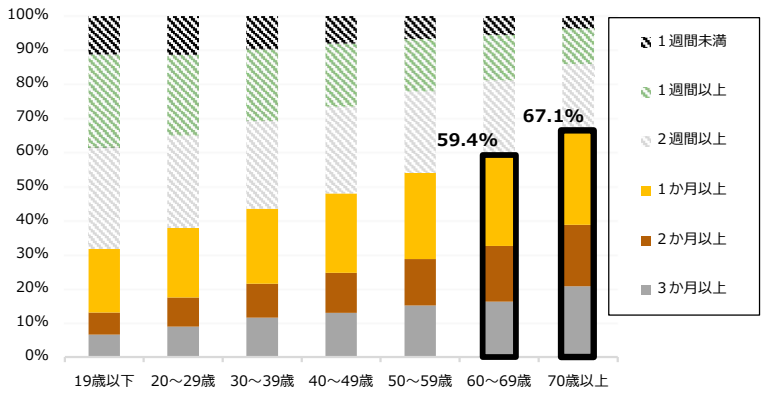

ガイドラインの概要

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。全文はこちら→

令和2年3月16日付け基安発0316第１号
「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」

事業者に求められる事項

事業者は、以下の１～５について、高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の**実情に応じ**、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むように努めてください。**

事業場における安全衛生管理の基本的体制と具体的取組の体系を図解すると次のようになります。

体制

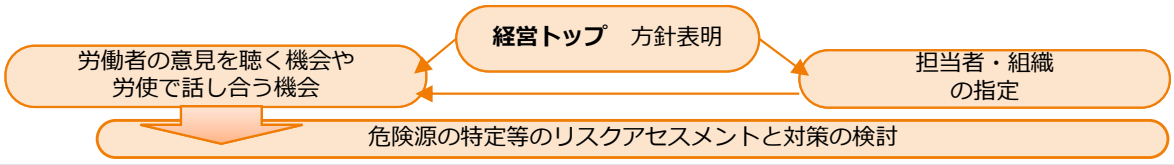

具体的取組

		予防	把握・気づき	措置
場のリスク／人のリスク	安全衛生教育	身体機能を補う 設備・装置の導入（本質的に安全なもの）	危険箇所、危険作業の洗い出し	身体機能を補う 設備・装置の導入（災害の頻度や重篤度を低減させるもの）
		メンタルヘルス対策（セルフケア・ラインケア等）	ストレスチェック ①個人、②集団分析	職場環境の改善等のメンタルヘルス対策
		健康維持と体調管理	作業前の体調チェック	働く高齢者の特性を考慮した作業管理
		運動習慣、食習慣等の生活習慣の見直し	健康診断	健診後の就業上の措置（労働時間短縮、配置転換、療養のための休業等）
				健診後の面接指導、保健指導
		体力づくりの自発的な取組の促進	安全で健康に働くための体力チェック	体力や健康状況に適合する業務の提供
				低体力者への体力維持・向上に向けた指導

ガイドラインの概要

1　安全衛生管理体制の確立

ア　経営トップによる方針表明と体制整備
・企業の経営トップが高齢者労働災害防止対策に取り組む方針を表明します
・対策の担当者や組織を指定して体制を明確化します
・対策について労働者の意見を聴く機会や、労使で話し合う機会を設けます

考慮事項
・高年齢労働者が、職場で気付いた労働安全衛生に関するリスクや働く上で負担に感じていること、自身の不調等を相談できるよう、社内に相談窓口を設置したり、孤立することなくチームに溶け込んで何でも話せる風通しの良い職場風土づくりが効果的です

イ　危険源の特定等のリスクアセスメントの実施
・高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
・リスクアセスメントの結果を踏まえ、２以降の具体的事項を参考に取組事項を決定します

考慮事項
・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→
・必要に応じフレイルやロコモティブシンドロームについても考慮します
※フレイル：加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態
※ロコモティブシンドローム：年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能（移動機能）が低下している状態
・社会福祉施設、飲食店等での家庭生活と同様の作業にもリスクが潜んでいます

2　職場環境の改善

(1)　身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）
・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じます
・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

対策の例

通路を含め作業場所の照度を確保する

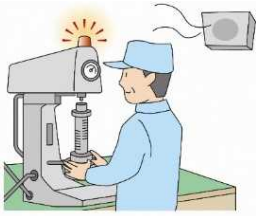
警報音等は聞き取りやすい中低音域の音、パトライト等は有効視野を考慮

水分・油分を放置せず、こまめに清掃する

リフト、スライディングシート等を導入し、抱え上げ作業を抑制

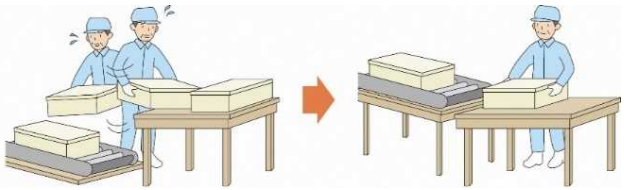
不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業対象物の配置を改善する

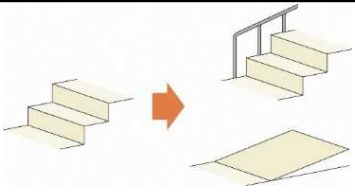
階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消する

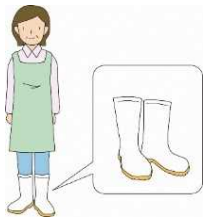
防滑靴を利用させる

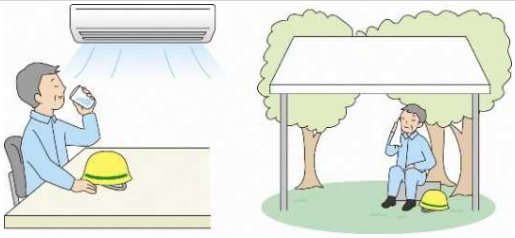
涼しい休憩場所を整備し、通気性の良い服装を準備する

例えば戸口に段差がある時

解消できない危険箇所に標識等で注意喚起

その他の例
・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
・パワーアシストスーツ等を導入する
・パソコンを用いた情報機器作業では、照明、文字サイズの調整、必要な眼鏡の使用等により作業姿勢を確保する
等

(2)　高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）
・敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して、作業内容等の見直しを検討し、実施します
・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

対策の例

<共通的な事項>
・事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫することで高年齢労働者が就労しやすくします（短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等）
・ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に配慮した作業マニュアルを策定します
・注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮します
・身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用を図ります

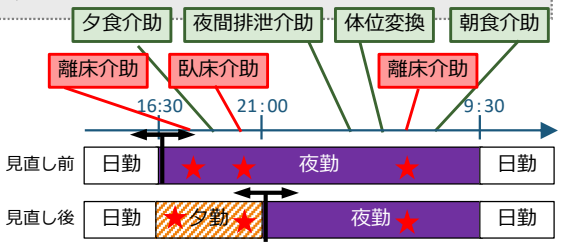

夜勤の勤務時間見直しによる業務分散の例

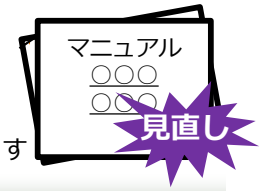

<高温多湿な環境への対応>
・一般に年齢とともに暑い環境に対処しにくくなるので、意識的な水分補給を推奨します
・始業時の体調確認を行い、体調不良時に速やかに申し出るよう日常的に指導します
<情報機器作業への対応>
・データ入力作業等相当程度拘束性がある作業では、個々の労働者の特性に配慮した無理のない業務量とします

3　高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

(1)　健康状況の把握
・労働安全衛生法で定める雇入時および定期の健康診断を確実に実施します
・その他以下に掲げる例を参考に高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます

取組の例

・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者が、地域の健康診断等（特定健康診査等）の受診を希望する場合、勤務時間の変更や休暇の取得について柔軟に対応します
・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者に対して、事業場の実情に応じて、健康診断を実施するよう努めます

(2)　体力の状況の把握
・高年齢労働者の労働災害を防止する観点から、事業者、高年齢労働者双方が体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力にあった作業に従事させるとともに、高年齢労働者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます
・体力チェックの対象となる労働者から理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に体力チェックの目的を説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

対策の例

・加齢による心身の衰えのチェック項目（フレイルチェック）等を導入します
・厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用します
・事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックを実施します。この場合、安全作業に必要な体力について定量的に測定する手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

考慮事項

・体力チェックの評価基準を設ける場合は、合理的な水準に設定し、安全に行うために必要な体力の水準に満たない労働者がいる場合は、その労働者の体力でも安全に作業できるよう職場環境の改善に取り組むとともに、労働者も必要な体力の維持向上の取組が必要です。

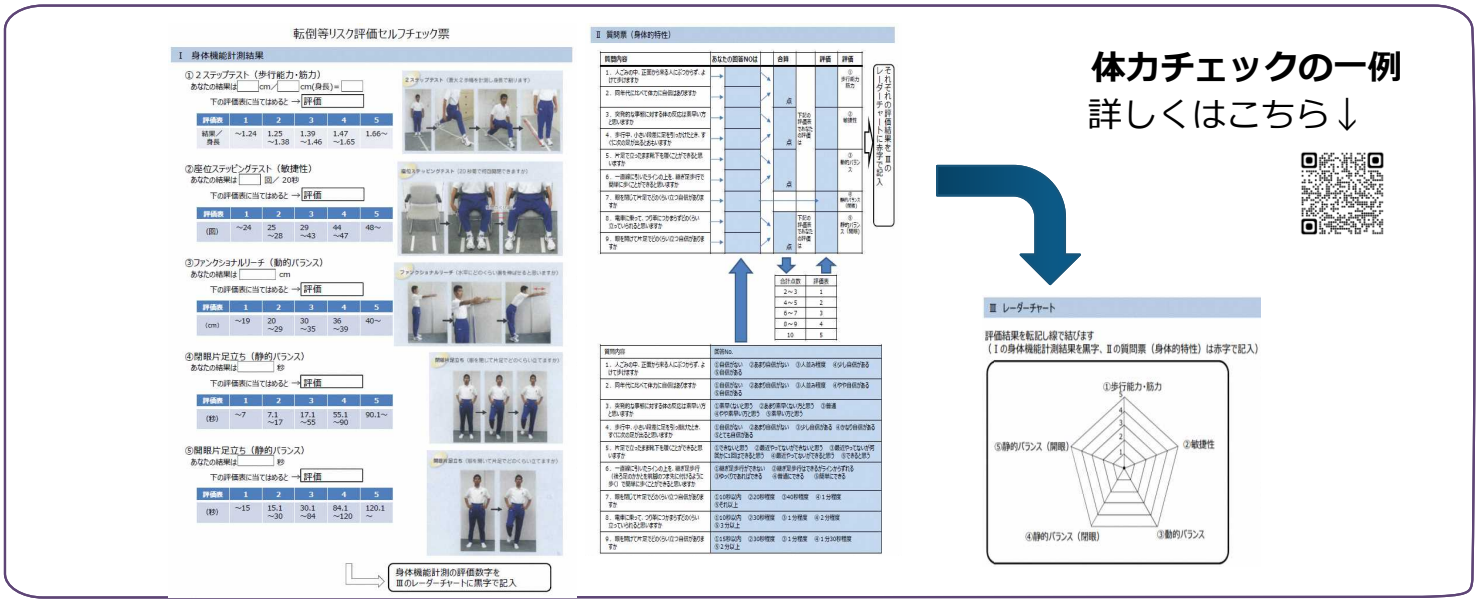

(3)　健康や体力の状況に関する情報の取扱い
　健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。
　また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意の取得方法や情報の取扱方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があります。

4　高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

(1)　個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置
脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされており、高年齢労働者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます

考慮事項
・業務の軽減等の就業上の措置を実施する場合は、高年齢労働者に状況を確認して、十分な話合いを通じて本人の了解が得られるよう努めます

(2)　高年齢労働者の状況に応じた業務の提供
健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するとされており、個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます

考慮事項
・疾病を抱えながら働き続けることを希望する高齢者の治療と仕事の両立を考慮します
・ワークシェアリングで健康や体力の状況や働き方のニーズに対応することも考えられます

(3)　心身両面にわたる健康保持増進措置
・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組に努めます
・集団と個々の高年齢労働者を対象として身体機能の維持向上に取組むよう努めます
・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて取り組みます

対策の例
・フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動を実施します
・体力等の低下した高年齢労働者に、身体機能の維持向上の支援を行うよう努めます
例えば、運動する時間や場所への配慮、トレーニング機器の配置等の支援を考えます
・健康経営の観点や、コラボヘルスの観点から健康づくりに取り組みます

転倒・腰痛防止視聴覚教材
～転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」～（動画）　他

5　安全衛生教育

(1)　高年齢労働者に対する教育
・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写　真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
・再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

考慮事項
・身体機能の低下によるリスクを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解することが重要です
・サービス業に多い軽作業や危険と感じられない作業でも、災害に至る可能性があります
・勤務シフト等から集合研修が困難な事業場では、視聴覚教材を活用した教育も有効です

(2)　管理監督者等に対する教育
・教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます

労働者に求められる事項

生涯にわたり健康で長く活躍できるようにするために、一人ひとりの労働者は、事業者が実施する取り組みに協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解**し、**自らの健康づくりに積極的に取り組む**ことが必要です。
個々の労働者が、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解**し、労使の協力の下、以下の取り組みを実情に応じて進めてください。

・自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努めます
・法定の定期健康診断を必ず受けるとともに、法定の健康診断の対象とならない場合には、地域保健や保険者が行う特定健康診査等を受けるようにします
・体力チェック等に参加し、自身の体力の水準を確認します
・日ごろからストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎的体力の維持に取り組みます
・適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習慣や食行動の改善に取り組みます

ストレッチの例
「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

中小企業事業者の皆さまへ

令和７年度（２０２５年度）版

「令和７年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

資料 8-2

- **高年齢労働者の労働災害防止**のための設備改善や専門家による指導を受けるための経費の一部を補助します。
- **高年齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査**の上、効果が期待できるものについて、補助金を交付します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

補助金申請受付期間 令和７年５月15日～令和７年10月31日

【注意】予算額に達した場合は、受付期間の途中であっても申請受付を終了することがあります

安全衛生対策コース名		補　助　対　象	対象事業者
Ⅰ 総合対策コース ・補助率 ４／５ ・上限額 １００万円（消費税を除く） ➡ **詳細は ３ ページ**		・労働安全衛生の専門家によるリスクアセスメントに要する経費 ・リスクアセスメント結果を踏まえた、**優先順位の高い労働災害防止対策**に要する経費（機器等の導入、工事の施工等）	・中小企業事業者（詳しくは５ページ） ・１年以上事業を実施していること ・役員を除き、自社の労災保険適用の**高年齢労働者**（**60歳以上**）が常時１名以上就労していること ・高年齢労働者が対策を行う作業に就いていること
Ⅱ 職場環境改善コース ・補助率 １／２ ・上限額 １００万円（消費税を除く） ➡ **詳細は ３ ページ**		・高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入、工事の施工等）	
熱中症予防対策プラン ➡ **詳細は ４ ページ**		・熱中症の発症リスクの高い高年齢労働者の熱中症予防対策に要する経費（機器の導入等）	
Ⅲ 転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース ・補助率 ３／４ ・上限額 １００万円（消費税を除く） ➡ **詳細は ４ ページ**	転倒防止	・労働者の転倒災害防止のため、**専門家による身体機能のチェック**及び**専門家による運動指導を受けるために**要する経費（役員を除き、５人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります）	・中小企業事業者（詳しくは５ページ） ・１年以上事業を実施していること ・役員を除き、自社の労災保険適用の労働者（年齢要件なし）が常時１名以上就労していること
	腰痛予防	・労働者の腰痛災害の予防のため、**専門家による身体機能のチェック**及び**専門家による運動指導を受けるために**要する経費（役員を除き、５人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります）	
Ⅳ コラボヘルスコース ・補助率 ３／４ ・上限額 ３０万円（消費税を除く） ➡ **詳細は ４～５ ページ**		・**事業所カルテ**や**健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等**、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費（役員を除き、自社の労災保険適用の労働者に対する取組に限ります）	

【注意事項】

・補助金の交付は１年度につき１回までです。また、過去に補助を受けている場合、同様の対策への補助は受けられません。
・複数コース併せての申請はできません。
・コースごとに予算額を定めています。
・その他、交付申請や実績報告・支払請求の注意事項は２ページ５～６ページや、厚生労働省ウェブサイトをご確認ください。

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

一般社団法人　日本労働安全衛生コンサルタント会

総合対策コースの補助金申請の流れ

■は事業者が実施します。 ■専門家が実施します。 ■は事務センターが実施します。

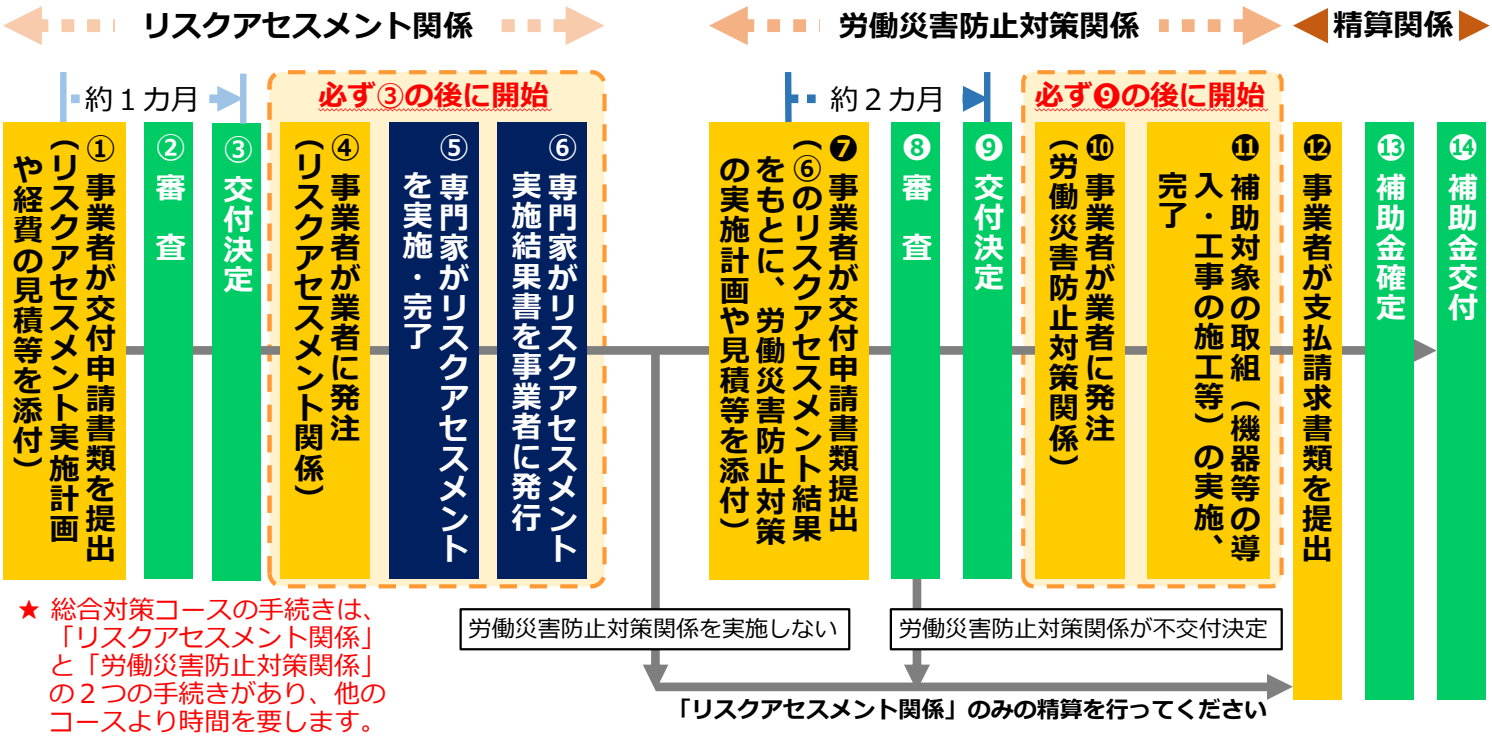

★ 総合対策コースの手続きは、「リスクアセスメント関係」と「労働災害防止対策関係」の２つの手続きがあり、他のコースより時間を要します。

※ 原則として「リスクアセスメント関係」と「労働災害防止関係」について、それぞれ交付申請が必要です（それぞれ審査、交付決定の手続があります）。

※ 補助金の支給請求（経費の精算）は、「⓬ 事業者が支払請求書類提出」の際に、「リスクアセスメント関係」と「労働災害防止対策関係」の書類を一括して提出してください。なお、「⑥ 専門家がリスクアセスメント実施結果証明書を事業者に発行」後に、労働災害防止対策関係の取組を実施しないことにした場合や、「❽ 審査」の結果、労働災害防止対策関係の補助について不交付の決定をされた場合は、「リスクアセスメント関係」のみ補助金の支払請求（精算）を行ってください。

職場環境改善コース、転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース、コラボヘルスコースの補助金申請の流れ

■は事業者が実施します。 ■は事務センターが実施します。

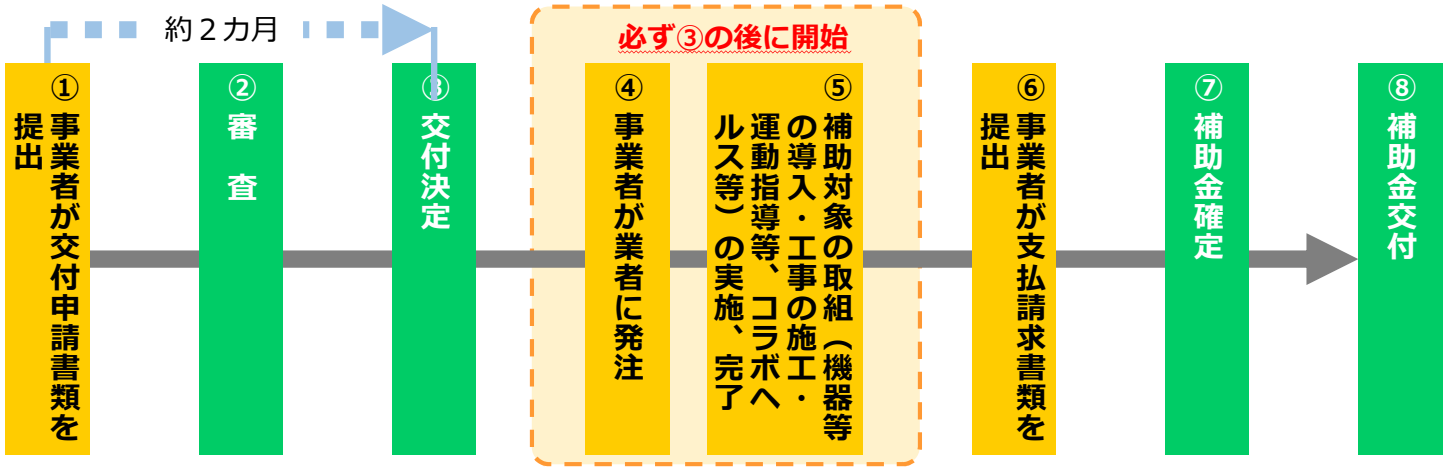

★ ① 申請書類提出から③ 交付決定まで概ね２ヵ月を要します。十分な時間の余裕をもって申請してください。

※共通の注意事項※

・この補助金の交付を受けるためには、補助金の交付申請後、審査を経て「交付決定」された後に、決定に従って取組を開始（専門家による指導、機器の購入、設備等の工事を発注）していただく必要があります。交付決定日より前に取組を開始（発注）していた場合は、補助金をお支払いすることができませんので十分注意してください。

・また、交付決定を受けた取組のすべてが完了する前（着手時点など）に業者等に代金等を支払った場合（いわゆる「前払い」）についても、補助金をお支払いすることができません。交付決定を受けた取組のすべてが完了した後に業者に代金等を支払い、その上で、期限までに実施報告と補助金の支払い申請を行ってください

Ⅰ 総合対策コース 【 対象：60歳以上の労働者】

■ **60歳以上の高年齢労働者**が安全に働くことができる環境の整備のため、労働安全衛生に係る専門家による、高年齢労働者の特性を考慮したリスクアセスメントを受けるに当たって必要な経費と、その結果を踏まえ実施する優先順位の高いリスクの低減措置（機器等の導入や工事の施工等）に要する経費を補助します。

※専門家の要件は、厚生労働省ホームページに掲載しているQ&A（10ページ目の問20）をご覧ください→

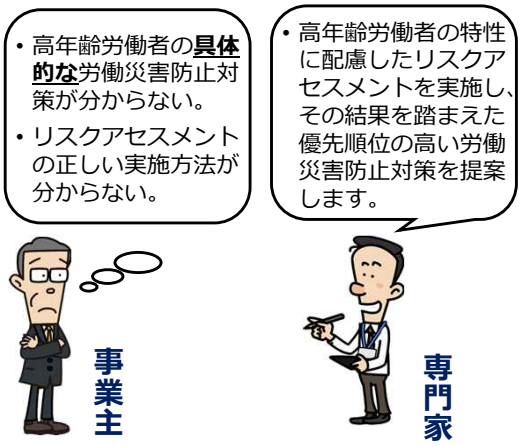

補助対象となる取組

（ア） 専門家による、高年齢労働者の労働災害の防止のためのリスクアセスメントを受ける

（イ） （ア）のリスクアセスメント結果を踏まえた優先順位の高い労働災害防止対策を事業者が実施する

・（ア）及び（イ）の交付申請はそれぞれ必要です（詳細は２ページをご確認ください）。
・（ア）及び（イ）の実施は、それぞれの交付決定後に行ってください。
・（ア）のみを実施した場合も補助対象となります。

Ⅱ 職場環境改善コース 【対象：60歳以上の労働者】

■ **60歳以上の高年齢労働者**が安全に働くことができる環境の整備のため、高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入や工事の施工等）を補助します。

●具体的には、次のような労働災害防止対策の取組が対象となります●

（ア） 転倒・墜落災害防止対策

◆ 作業場所の床や通路のつまずき防止のための対策(作業場所の床や通路の段差解消)
◆ 作業場所の床や通路の滑り防止のための対策
（水場等への防滑性能の高い床材・グレーチング等の導入、凍結防止装置の導入）
◆ 転倒時のけがのリスクを低減する設備・装備の導入
◆ 階段の踏み面への滑り防止対策
◆ 階段への手すりの設置
◆ 高所作業台の導入（自走式は含まず。床面から２ｍ未満の物）

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう 検索
（URL ttps://www.mhlw.go.jp/content/001101299.pdf ）

転倒防止対策リーフレット

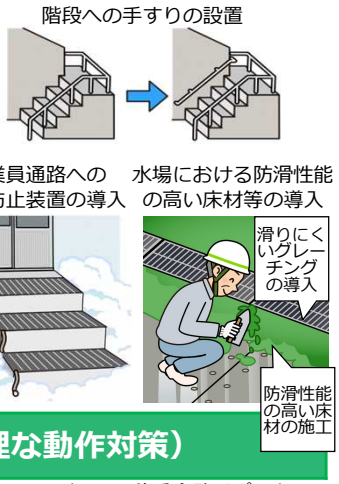

（イ） 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策（動作の反動・無理な動作対策）

◆ 不自然な作業姿勢を解消するための作業台等の設置
◆ 重量物搬送機器・リフトの導入（乗用タイプは含まず）
◆ 重筋作業を補助するパワーアシストスーツの導入
◆ 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
◆ 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
◆ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)の修得のための教育の実施

（ウ） 熱中症防止対策

★ 熱中症防止対策については４ページをご確認ください。

（エ） その他の高年齢労働者の労働災害防止対策

◆ 業務用車両への踏み間違い防止装置の導入

★ 対象の高年齢労働者が補助対象に係る業務に就いていることが条件です。
★ 個人が着用する機器や装備（例えばアシストスーツ、体温を下げるための機能のある服等）の導入については、対策に関わる高年齢労働者の人数分に限り補助します。
★機器を複数の作業場所で利用する場合でも、補助は機器を使用する高年齢労働者の人数分が上限となります。

職場環境改善コース（熱中症予防対策プラン）
【対象：60歳以上の労働者】

60歳以上の高年齢労働者が安全に働けるよう、暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置（機器等の導入・工事の施工等）の導入に要する経費を補助対象とします

補助対象

◆ **屋外作業等における体温を下げるための機能のある服や、スポットクーラー等、その他労働者の体表面の冷却を行うために必要な機器の導入**

◆ **屋外作業等における効率的に身体冷却を行うために必要な機器の導入**

→屋外作業等とは、屋外もしくは、労働安全衛生規則第606条の温湿度調整を行ってもなお室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT) 28℃を超える屋内作業場での作業をいいます。

（温湿度調整を行っても、室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT)28℃を下回らないことを説明いただく必要があります。例えば、炉があるため空間全体での温湿度調整ができない等の理由が考えられます）

【体表面の冷却を行うために必要な機器の具体例】

・体温を下げるための機能のある服や装備

・作業場又は休憩場所に設置する移動式のスポットクーラー（熱排気を屋外等へ逃がすことができるもの、標準使用期間が５年以上のものに限る）等

【効率的に身体冷却を行うために必要な機器の具体例】

・アイススラリーを冷やすための専用の冷凍ストッカー
（－20℃程度のもの、最大は400Lまで）

※アイススラリー、スポーツドリンク、保冷剤等は対象となりません。

◆ **熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウエアラブルデバイス）による健康管理システムの導入**

（使用者本人のみに通知があるものではなく、通信機能により集中的な管理ができる機能を備えるもの。なお、ウェアラブルデバイスは熱中症に関する異常を感知することを目的とし、深部体温を推定できる機能を有するものに限る）

◆ **日本産業規格 JIS Z 8504 及び JIS B 7922 に適合した WBGT 指数計の導入**

（１事業者につき１点まで）

Ⅲ 転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース　【対象：全ての労働者】

■ 労働者の身体機能低下による転倒災害や腰痛災害（行動災害）を防止するため、専門家（※）による身体機能のチェック及び専門家による運動指導に要する経費を補助します（役員を除き、５人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります）

補助対象となる取組

① 専門家を事業場に招き、対象労働者に対する身体機能のチェック評価を受ける

② 専門家が、①の 結果に基づき、対象労働者に対して運動指導（対面指導）を実施する

③ ②の効果の確認のため、専門家による対象労働者の身体機能の改善等のチェックを受ける。

※ 専門家とは・・・理学療法士、健康運動指導士、等

※注意事項※

・**転倒防止、腰痛予防について、それぞれ申請様式が違います。**また、①の指定チェック項目も違いますので様式等をご確認ください。

・**補助対象となる取組について**、**左記の①～③をすべて実施していただく必要があります。**

・①や②を複数回実施する場合も補助対象となります。（例えば、①を１回実施後、②を３回実施し、最後に③をした場合、全ての取組が補助対象となります。）

・①～③の実施について、安全性を確保するため、**専門家との対面による実施に限ります**（**オンライン開催不可**）。

・物品の購入（動画の作成を含む）は認められません。

・支払請求書類等を提出いただく際は、交付申請のとおり実施した証明として、**実施状況がわかる写真や身体機能のチェック結果の写し（10名分）を提出していただきます**ので、実施の際は記録やそれらの記録の紛失が無いように、ご留意ください。

Ⅳ コラボヘルスコース　【対象：全ての労働者】

事業主健診情報が保険者に提供されていることが補助の前提です

コース内容は、次ページへ

コラボヘルス：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者に対する健康づくりを効果的・効率的に実行すること。

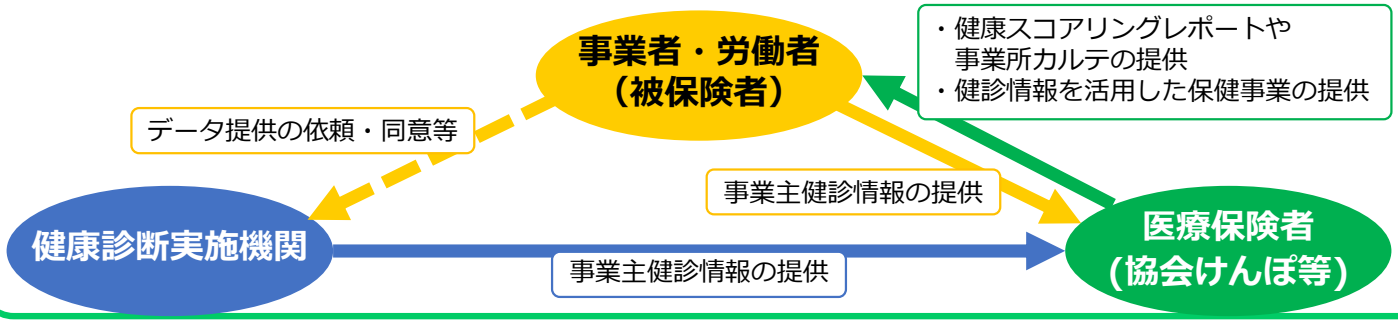

申請に当たって必要な資料

①：**医療保険者から提供される「健康スコアリングレポート」や「事業所カルテ」の写し**

※１：申請企業・法人名の記載があるもの

※２：労働者数が少ない等で「事業所カルテ」等の提供を受けられない場合は、**健診結果を保険者に提供することについての、健診機関への同意書・契約書**などを提出いただく必要があります。詳細はＨＰをご確認ください。

②：**取組内容がわかる資料**

研修資料や、システムの詳細等を示した資料が必要です。詳細はＨＰをご確認ください。

補助対象となる取組	取組の詳細	備考・注意点
健康教育・研修等	健康診断結果等を踏まえた禁煙指導、メンタルヘルス対策等の健康教育、研修等 ※　メンタルヘルス対策は健康スコアリングレポート等に基づく他の健康教育等とセットで申請する必要あり ※　腰痛予防を目的とした運動指導は別コース	・産業医、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、労働衛生コンサルタント等によるもの ・専門家との対面による実施に限ります（オンライン開催不可）。
システムの導入	健康診断結果等を電磁的に保存及び管理を行い、事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用等によりコラボヘルスを推進するためのシステムの導入	・システム導入の初期費用のみ ・ＰＣの購入は対象外
栄養・保健指導	栄養指導、保健指導等の労働者への健康保持増進措置	・健康診断、歯科健康診断、身体機能のチェックの経費は対象外 ・専門家との対面による実施に限ります（オンライン開催不可）。

【参考】対象となる中小企業事業者の範囲

業　種		常時使用する労働者数 ※１	資本金又は出資の総額 ※１
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	５０人以下	５,０００万円以下
サービス業	医療・福祉（※２）、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	１００人以下	５,０００万円以下
卸売業	卸売業	１００人以下	１億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	３００人以下	３億円以下

※１　常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。
※２　医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。

交付申請書類受付期限　令和７年１０月３１日（当日消印有効）

支払請求書類受付期限　令和８年　１　月３１日（当日消印有効）

➡「① 交付申請書類」「⑥ 支払請求書類」はエイジフレンドリー補助金事務センターのホームページからダウンロードしてください（申請書類の郵送やメール送付は行っておりません）

➡ 対象となる対策の具体例、補助の対象とならないもの等、詳細についてはホームページ内にあるＱ＆Ａにまとめていますので、申請前に必ずご確認ください

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会

「エイジフレンドリー補助金事務センター」

（ホームページ　https://www.jashcon-age.or.jp）

関係書類送付先（郵送の場合）	〒１０５－００１４　東京都港区芝１－４－１０　トイヤビル５階 エイジフレンドリー補助金事務センター 交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください 申請書類は郵送または宅配便で送付ください（メールでの申請はできません） 封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納や、受付日の確認できない宅配便では送付しないでください	
お問合せ先	**申請担当**	**支払担当**
	電　話：０３（６３８１）７５０７ ＦＡＸ：０３（６８０９）４０８６	電　話：０３（６８０９）４０８５ ＦＡＸ：０３（６８０９）４０８６
受付時間	平日１０：００～１２：００/１３：００～１６：００ （土日祝休み、平日１２：００～１３：００は電話に出ることができません） ＜８月１２日～８月１５日（夏季休暇）、１２月２９日～１月３日（年末年始）を除く＞	

参考：エイジフレンドリーガイドライン

（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）

ポイント

１.安全衛生管理体制の確立

- 経営トップ(社長など)が高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。
- 高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて２以降の対策を実施します。

２.職場環境の改善

- 身体機能の低下を補う設備・装置の導入等改善を行います　(ハード面の対策)

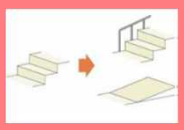

- 敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容の見直しを行います(ソフト面の対策)

３.高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

- 事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し、必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

体力チェック例(転倒等リスク評価セルフチェック票)

４.高年齢労働者の健康や体力に応じた対応

- 個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。
- 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」に基づく取組に努めます。
- 集団及び個々の高年齢労働者を対象として、身体機能の維持向上のための取組を実施することが望まれます。

５.安全衛生教育

- 労働者と関係者に高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。

(再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。)

参考：職場改善ツール
「エイジアクション100」チェックリスト

資料9

秋田労働局第14次労働災害防止計画

秋田労働局は、職業選択から退職に至るまでの職業生活において
だれもが健康で安心して働けるようサポートする労働行政機関です

厚生労働省
秋田労働局

秋田労働局第14次労働災害防止計画のポイント

労働災害防止計画は、戦後の高度成長期における産業災害や職業性疾病の急増を踏まえ、1958年に第1次の計画が策定されたものであり、その後、社会経済の情勢や技術革新、働き方の変化等に対応しながら、これまで13次にわたり策定してきた。

この間、秋田労働局、事業者、労働者等の関係者が協働して安全衛生活動を推進する際の実施事項や目標等を示して取組を促進することにより、労働現場における安全衛生の水準は大幅に改善したが、近年の状況を見ると、労働災害による死亡者数は減少してきているものの、2022年（令和4年）は増加し、休業4日以上の死傷者数に至っては、新型コロナウイルス感染症による増加を考慮しても高水準で推移している。また、高年齢労働者、中小事業場の災害が多いなど中小事業場を中心に安全衛生対策の取組促進が不可欠な状況にある。さらに、職場における労働者の健康保持増進に関する課題については、働き方改革への対応、メンタルヘルス不調、労働者の高年齢化や女性の就業率の上昇に伴う健康課題への対応、治療と仕事の両立支援、コロナ禍におけるテレワークの拡大や化学物質の自律管理への対応など多様化してきている。

このような状況を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、2023年度を初年度として、5年間にわたり秋田労働局、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「第14次労働災害防止計画」を、ここに策定する。

目次

・計画の目標と期間 …… 1
・重点事項　労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進 …… 2
・重点事項　高年齢労働者等の労働災害防止対策の推進 …… 3
・重点事項　業種別の労働災害防止対策の推進（陸上貨物運送業） …… 4
・重点事項　業種別の労働災害防止対策の推進（建設業） …… 5
・重点事項　業種別の労働災害防止対策の推進（製造業） …… 6
・重点事項　業種別の労働災害防止対策の推進（林業） …… 7
・重点事項　労働者の健康確保対策の推進（メンタルヘルス対策・産業保健活動の推進） …… 8
・重点事項　労働者の健康確保対策の推進（過重労働対策） …… 9
・重点事項　化学物質による健康障害防止対策の推進 …… 10

計画の目標と期間

計画の目標

秋田労働局、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、指標（アウトプット指標、アウトカム指標）を定め、計画期間内に達成することを目指す

計画期間

２０２３年４月１日～２０２８年３月３１日

アウトカム指標の達成による労働災害減少目標

死亡災害　：　2022年と比較して、2027年までに5％以上減少
死傷災害　：　2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、2022年と比較して2027年までに減少

秋田県における労働災害発生状況

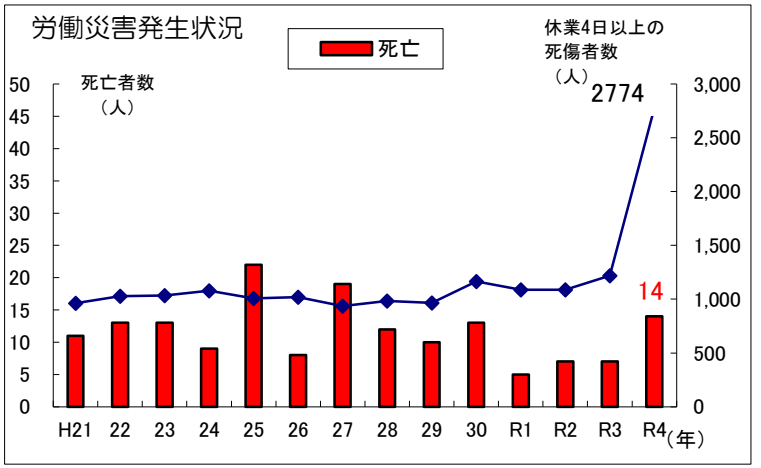

令和4年は速報値（令和5年1月末）

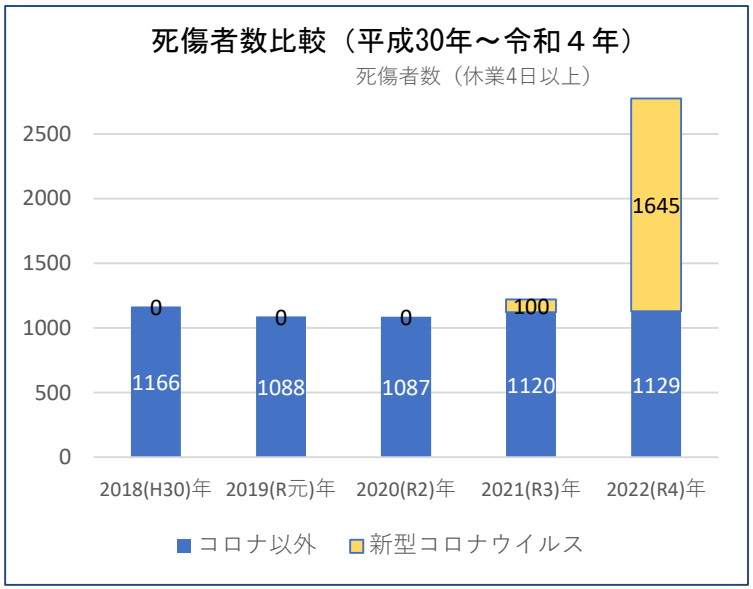

令和4年は速報値（令和5年1月末）

重点事項　労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

現状と施策の方向性

◆　当局における死傷災害については、第13次労働災害防止計画期間中（2018年～2022年）増減を繰り返し、令和3年から増加している。令和2年及び3年については、新型コロナウイルス感染症へのり患による影響もあるが、それを除いたとしても死傷災害件数、千人率ともに増加傾向にある。その内訳を見ると、事故の型別では、「転倒」（32%）、「動作の反動、無理な動作」（10%）が労働災害全体の約4割（42%）を占めている。業種別には、第三次産業が5割以上を占めているが、その内訳を見ると、事故の型別は、「転倒」（51%）や「動作の反動・無理な動作」（15%）と労働者の作業行動に起因する労働災害が6割以上を占めていることから、第三次産業、とりわけ当局内において負傷者数の多くを占める、小売業及び社会福祉施設に対する対策が必要と思われる。

アウトプット指標

- 労働者10人以上の小売業及び社会福祉施設における、転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- 労働者10人以上の小売業・社会福祉施設の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。
- 労働者10人以上の社会福祉施設の事業場における介護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

アウトカム指標

- 増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
- 転倒による平均休業見込日数を2027年までに35日以下とする。
- 増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。

具体的取組事項

- 小売業及び社会福祉施設に対して、転倒災害と腰痛災害防止に係る年間計画を作成させ、当該災害の減少につなげる。併せて、計画作成時に好事例の収集も行い、取組事例の水平展開を図る。
- 小売業及び社会福祉施設に対して、正社員以外の労働者に対する安全衛生教育の実施を年間計画として策定させ、災害の減少につなげる。
- ＋Safe協議会（小売、介護施設）を開催し取組事項・好事例等情報の共有。
- 社会福祉施設における介護作業において、ノーリフトケアの導入を年間計画として策定させ、腰痛災害の減少につなげる。
- 転倒災害防止プロジェクトチーム会議を実施し、ポスター等の作成により転倒防止対策の周知を図る。

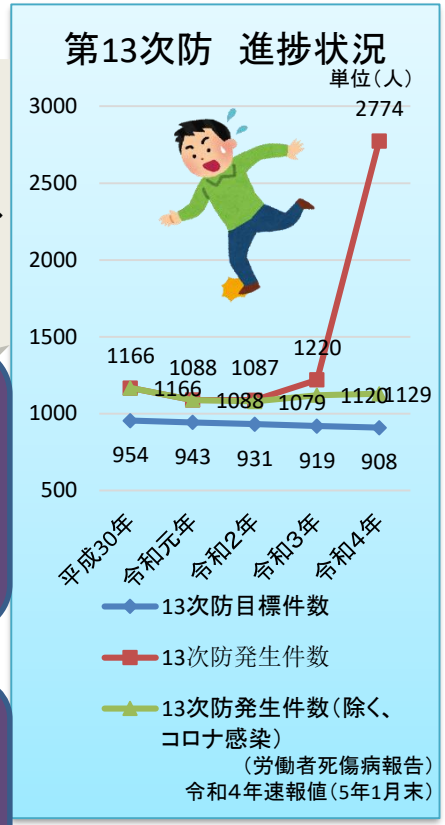

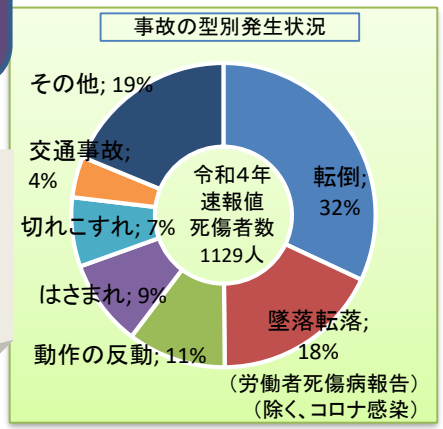

重点事項　高年齢労働者等の労働災害防止対策の推進

現状と施策の方向性

◆　死傷災害の増加については①労働災害発生率が高い60歳以上の高年齢労働者が増加していること、②特に第三次産業への就労者の増加に伴って、機械設備等に起因する労働災害に代わり、対策のノウハウが蓄積されていない労働者の作業行動に起因する労働災害が増加してきていること、③安全衛生の取組が遅れている第三次産業や中小事業者において労働災害が多く発生していること。その背景として、厳しい経営環境等様々な事情で安全衛生対策の取組が遅れている状況があること、④さらに、外国人労働者の雇用者数の増加に伴い、外国人労働者の死傷者数も増加傾向にある。これら労働災害の防止対策を強化する必要がある。

アウトプット指標

- 労働者50人以上の事業場における「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- 外国人労働者に対する安全衛生対策として、母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

アウトカム指標

- 増加が見込まれる60歳代以上の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
- 外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに全体平均以下（全産業における令和4年の年千人率5.98（速報値））とする。

具体的取組事項

- エイジフレンドリーガイドラインの周知について、集団指導・個別指導等のあらゆる機会に実施する。
- 外国人労働者に対する災害防止教育の実施について、あらゆる機会をとらえて周知する。

令和4年速報値（5年1月末）
年齢別労働災害発生状況

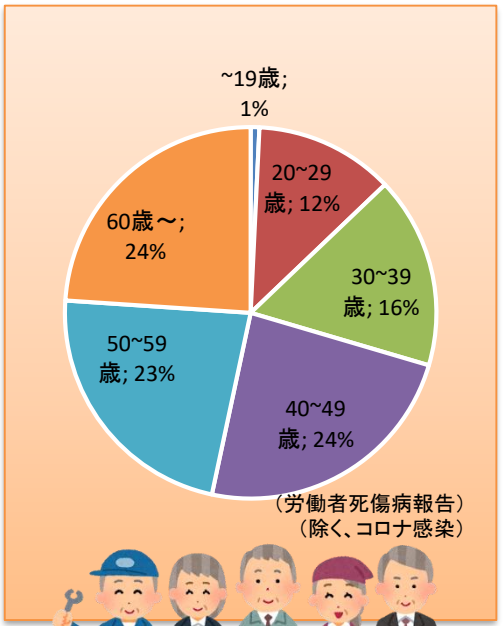

（労働者死傷病報告）
（除く、コロナ感染）

外国人労働者　労働災害発生状況

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
外国人労働者数	1953	2203	2402	2233	2498
外国籍被災者数	0	1	7	10	11

（労働者死傷病報告）
（除く、コロナ感染）
（単位：人）

重点事項　業種別の労働災害防止対策の推進（陸上貨物運送業）

現状と施策の方向性

◆　陸上貨物運送業における死傷災害の約6割が荷役作業時に発生しており、トラックからの墜落・転落災害が多数発生していることから、トラックからの荷の積み卸し作業に係る墜落・転落防止対策の充実強化を図る。

◆　陸上貨物運送業の荷役作業における労働災害の多くが荷主事業者の敷地等において発生している実態等に対応するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の検討を踏まえ、荷主事業者対策に取組む。

◆　陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）に対して、荷役作業における安全ガイドラインの周知徹底を図る。

アウトプット指標

- 「陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場の割合を2027年までに45%以上とする。

アウトカム指標

- 陸上貨物運送業の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。

具体的取組事項

- 集団指導及び個別指導等における「荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知。
- 陸災防秋田県支部と連携し、荷主に対する集団指導及び荷役作業時の災害に対するコンサルタント事業等を実施する。
- 荷主等と陸運事業者との連携・協力促進協議会への参加。
- 安全運転管理者講習での交通労働災害防止ガイドラインの周知。

陸上貨物運送業労働災害発生状況

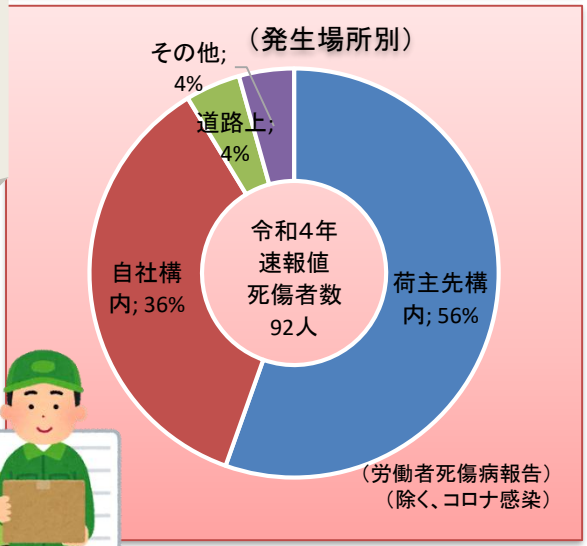

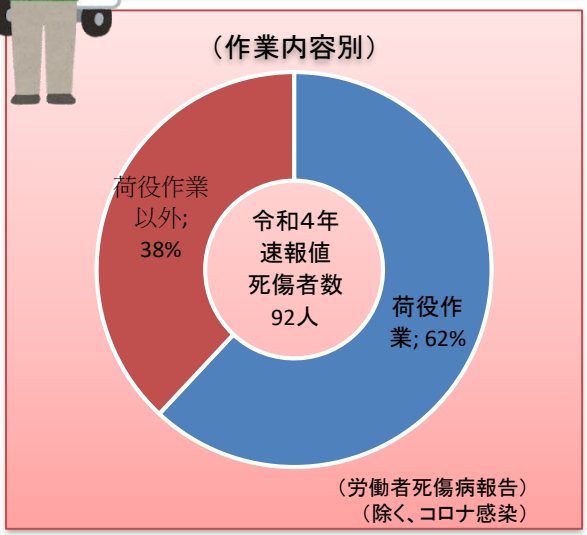

重点事項　業種別の労働災害防止対策の推進（建設業）

現状と施策の方向性

- ◆　建設業における死亡災害の約4割が墜落・転落災害であることから、「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合報告書」（令和4年10月28日公表）を踏まえ、足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等墜落・転落災害防止対策の充実強化を図る。
- ◆　地震、台風、大雨等の自然災害に被災した地域の復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底を図る。
- ◆　建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年12月16日法律第111号）に基づき、国土交通省と緊密な連携の下に、建設工事従事者の安全及び健康の確保に取り組む。
- ◆　「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「騒音障害防止のためのガイドライン」の周知・指導などの健康障害防止対策の推進を図る。

アウトプット指標

- 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85％以上とする。

アウトカム指標

- 建設業の死亡者数を2022年と比較して2027年までに15％以上減少させる。

具体的取組事項

- 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントの周知について、集団指導及び個別指導等のあらゆる機会に実施する。
- 熱中症及び騒音障害防止に係る対策について、各ガイドラインに基づく指導を実施する。
- 建設工事関係者との連絡会議を開催し、安全衛生に配慮した発注等について協議する。

建設業労働災害発生状況

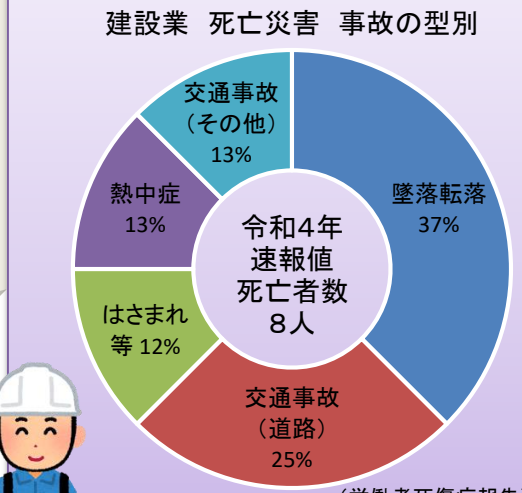

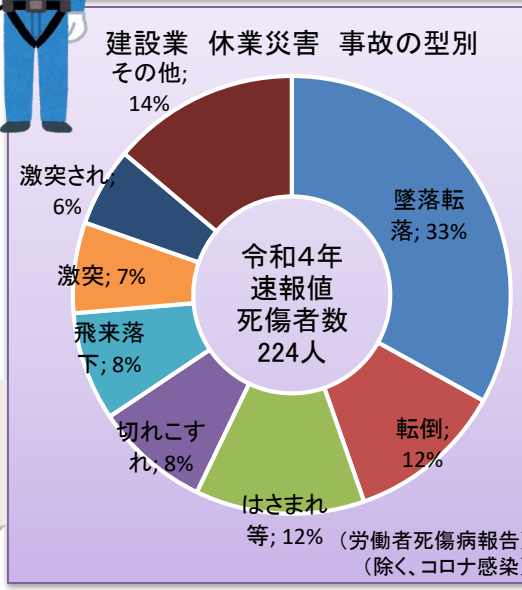

重点事項　業種別の労働災害防止対策の推進（製造業）

現状と施策の方向性

◆　厚生労働省において、製造業で使用される機械等について、国際整合化などの技術の進展に対応した安全基準（ボイラー構造規格等）の見直しを行い、その内容の周知を図る。
◆　厚生労働省が行う、作業手順の理解や危険への感受性を高めるためのVRの活用について、より安全に資するものとなるよう所要の要件を検討した内容の周知を図る。
◆　機能安全を活用し、危険な作業を信頼性の高い技術で置き換えることを通じて、現場の作業者が労働災害に被災するリスクを低減させる取組を推進する。

アウトプット指標
- 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。

アウトカム指標
- 製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。

具体的取組事項

- 機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害について、監督指導を実施する。
- 作業（非定常時を含む）における労働災害防止のため、集団指導及び個別指導時にリスクアセスメントの実施を指導する。

製造業労働災害発生状況

製造業　休業災害　事故の型別

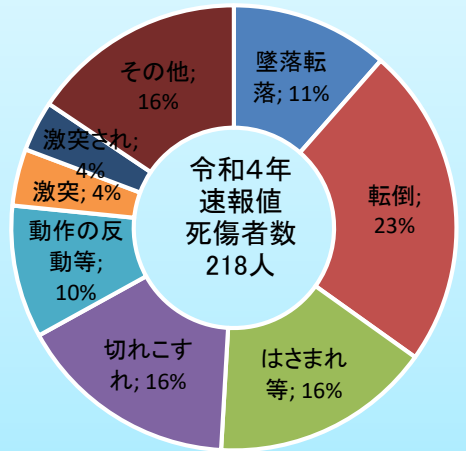

（労働者死傷病報告）
（除く、コロナ感染）

重点事項　業種別の労働災害防止対策の推進（林業）

現状と施策の方向性

◆　小規模事業場における労働災害が多い状況にも留意し、立木の伐倒時の措置、かかり木処理の禁止事項の徹底を図るとともに、下肢を保護する防護衣の着用の徹底等を図る。また、伐木等作業の安全ガイドライン、林業の緊急連絡体制整備ガイドラインの周知徹底を図る。

◆　森林管理署や秋田県、林災防秋田県支部等と連携し、関係機関連絡会議の開催、労働災害情報の共有、合同パトロールの実施、労働災害防止団体の安全管理士や都道府県の林業普及指導員等による指導等、各機関が協力した取組を促進するとともに、発注機関との連携を強化し、労働者の安全と健康を確保するために必要な措置を講ずるよう取組を進める。

アウトプット指標

- 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

アウトカム指標

- 林業の死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。

具体的取組事項

- 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」等について、集団指導及び個別指導等のあらゆる機会に周知を行う。
- 立木伐倒時の安全対策、かかり木処理における禁止事項及び保護衣の適切な使用等について、集団指導及び個別指導等のあらゆる機会に指導を実施する。

林業労働災害発生状況

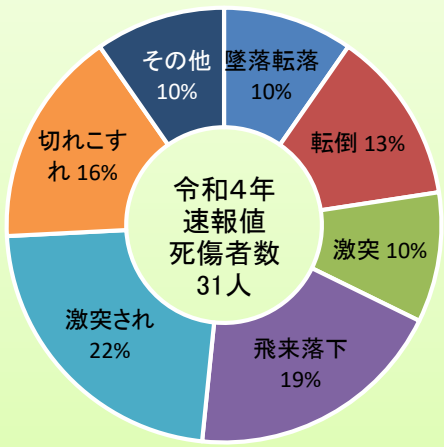

（労働者死傷病報告）
（除く、コロナ感染）

重点事項　労働者の健康確保対策の推進（メンタルヘルス対策・産業保健活動の推進）

現状と施策の方向性

・当局が実施しているメンタルヘルス対策に係る自主点検において、取り組んでいる事業場の割合は労働者数**50人以上**の事業場では**96.8%**である。一方、労働者数50人未満の小規模事業場の取組率は、**30～49人で73.8%**、**20～29人で62.5%**となっており、労働者数30人未満の事業場において、メンタルヘルス対策への取組が伸び悩んでいる。令和5年1月末時点の**全体の取組率は77.8%**。
・産業医の選任義務のない50人未満の事業場では産業保健活動が低調な傾向にあるため、産業保健体制の確保と活動の推進が必要である。
・秋田県においては通院者の割合が3割を超えている（平成31年：34.7%（国民生活基礎調査））、一方で、治療と仕事の両立できる取組を行っている事業場の割合は、労働者数50人以上の事業場に対して令和4年度に当局が実施した実態調査によれば**72.7%**（令和5年1月末）で十分とは言えない状況である。

アウトプット指標
・メンタルヘルス対策に取り組む事業場（労働者20人以上）の割合を2027年までに80%以上とする。
・40～49人の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。
・必要な産業保健サービス（健康診断結果に基づく保健指導、健康診断で所見が認められた者等に対する指導等）を提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

アウトカム指標
・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。

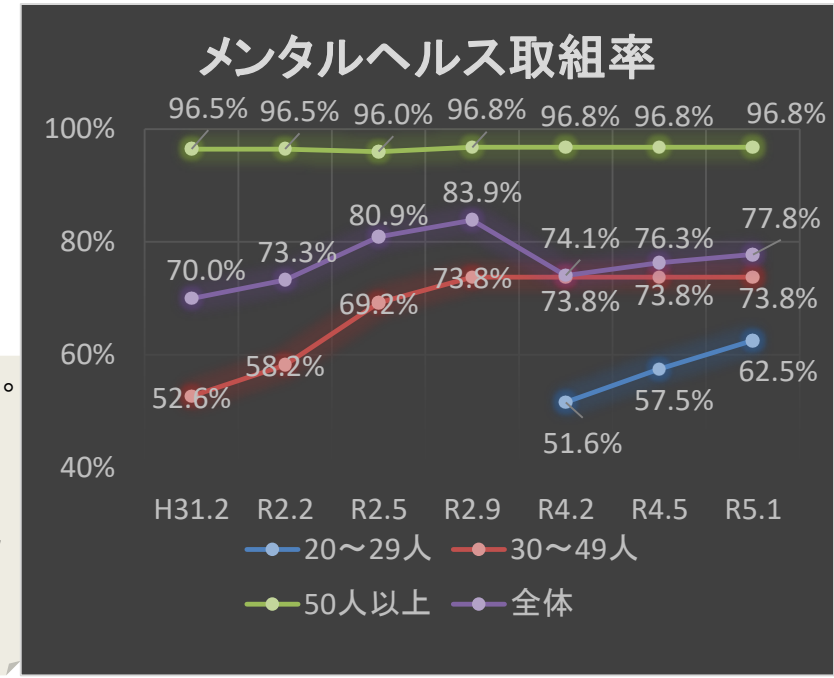

具体的取組事項

・労働者20人以上の事業者に対してメンタルヘルス対策に関する自主点検を実施する。
・労働者40～49人の小規模事業場におけるストレスチェック実施に関する自主点検を実施する。
・各種説明会、指導時等の機会に秋田産業保健総合支援センターの活用を周知する。
・労働者50人以上の事業者に対して治療と仕事の両立支援に関する実態調査を実施する。
・労働者50人以上の事業者で働く労働者に対して仕事や職業生活で強い不安、悩み、ストレスの有無、その内容についての実態調査を実施する。

重点事項　労働者の健康確保対策の推進（過重労働対策）

現状と施策の方向性

・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週60時間以上の雇用者の割合を減少させ、時間外・休日労働を削減する必要がある。
・年次有給休暇の取得率は、横ばいとなっている（**令和2年：56.4%　令和3年：55.2%**　秋田県就労条件総合調査）ことから、引き続き、年次有給休暇の取得を促進し、年次有給休暇を取得しやすい環境を整備する必要がある。
・労働者の健康保持や仕事と生活の調和を図るため、生活時間や睡眠時間の確保に有効な勤務間インターバル制度の導入を促進する必要がある。

アウトプット指標
・企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。
・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。

アウトカム指標
・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。

具体的取組事項

・10月の「年次有給休暇取得促進月間」や年次有給休暇の取得しやすい時季に周知広報を行う。
・勤務間インターバル制度の導入マニュアルや「働き方改革推進支援助成金（勤務間インターバル導入コース）」を活用して、長時間労働が懸念される企業への導入促進を図る。
・年次有給休暇の取得促進や勤務間インターバル制度の導入状況の把握、導入の働きかけを、集団指導や自主点検、SNS等あらゆる機会を捉えて行う。
・労働者50人以上の事業者に対して勤務間インターバル制度を導入している割合を調べるための実態調査を実施する。
・労働者50人以上の事業者に対して週40時間以上である雇用者のうち、週60時間以上の雇用者の割合を調べるための実態調査を実施する。

重点事項　化学物質等による健康障害防止対策の推進

現状と施策の方向性

・化学物質の性状に関連の強い労働災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）が年間約5件発生しており減少がみられない。業種別には、製造業のみならず、建設業、第三次産業も多い。特定化学物質障害予防規則等による個別規制対象外の物質による災害が約8割。
・建築物の解体工事が増えてくるため石綿ばく露防止対策の確保、推進が必要。じん肺新規有所見者は減少しているが依然として発生。
・熱中症により、全国では毎年20人以上の労働者が死亡しており、秋田県でも令和4年に1人が死亡している。

アウトプット指標

・労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示、安全データシート（以下「SDS」という。）の交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場（製造業）の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。
・労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場（製造業）の割合を2025年までに80%以上とするとともにリスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場（製造業）の割合を2027年までに80%以上とする。
・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場（建設業）の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

アウトカム指標

・化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を第13次労働災害防止計画期間と比較して、2023年から2027年までの5年間で、5%以上減少させる。
・増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率※を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。※当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したもの

具体的取組事項

・製造業に対して化学物質等による健康障害防止対策についての説明会を開催し、管理状況について自主点検を実施する。また、化学物質を販売する事業者を把握し、化学物質等による健康障害防止対策についての説明会を開催する。
・建設業に対して暑さ指数の把握を含めた熱中症予防のための取組を行っている割合を調査するため自主点検を実施する。
・石綿障害予防規則に関する説明会を開催する。
・粉じんばく露作業に伴う労働者の健康を防止するため第10次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。

資料 10-1

「令和７年６月１日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます」

職場における
熱中症対策の強化について

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における
熱中症による死亡災害の傾向

・死亡災害が**２年連続で30人レベル。**
・熱中症は死亡災害に至る割合が、**他の災害の約５～６倍。**
・**死亡者の約７割は屋外作業**であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない
（重篤化させない）ための
適切な対策の実施が必要。

基本的な考え方

見つける ▶ 判断する ▶ 対処する

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の**「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」**が事業者に義務付けられます。

1 「熱中症の自覚症状がある作業者」や「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業者への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業者を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順（フロー図①②を参考例として）の作成及び関係作業者への周知

対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続１時間以上又は１日４時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

職場における熱中症対策の強化について

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

熱中症のおそれのある者に対する処置の例　フロー図 1

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

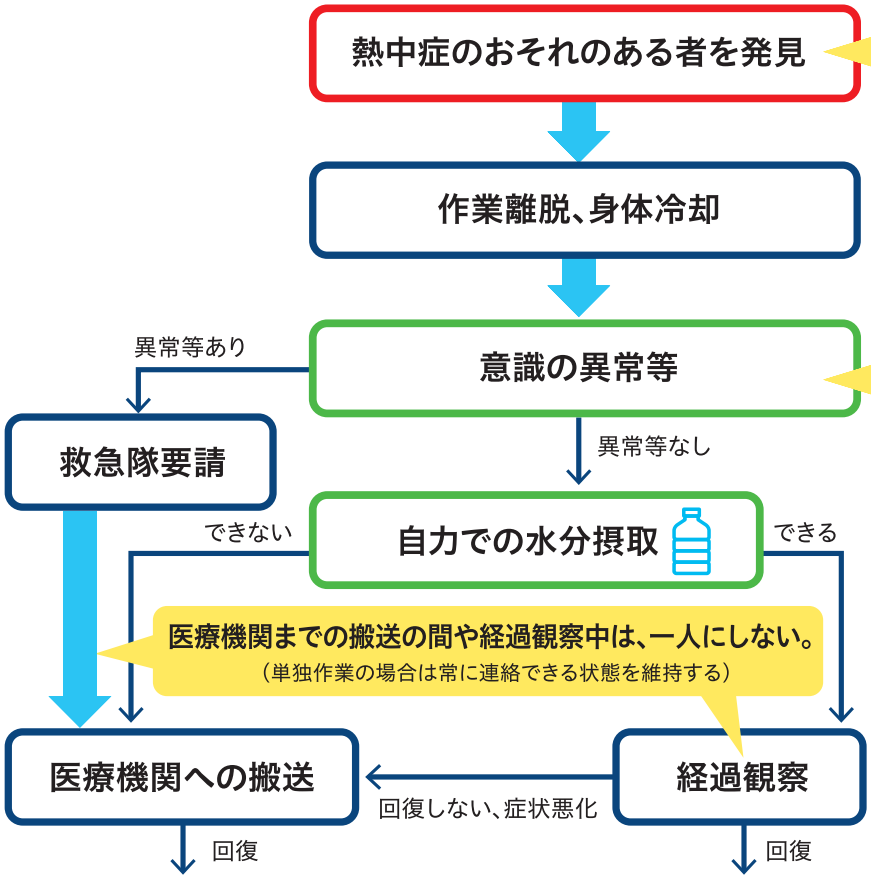

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】
ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣 等

【自覚症状】
めまい、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温 等

「意識の有無」だけで判断するのではなく、
①返事がおかしい
②ぼーっとしている
など、普段と様子がおかしい場合も異常等ありとして取り扱うことが適当。
判断に迷う場合は、安易な判断は避け、＃7119等を活用するなど専門機関や医療機関に相談し専門家の指示を仰ぐこと。

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例　フロー図 2

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

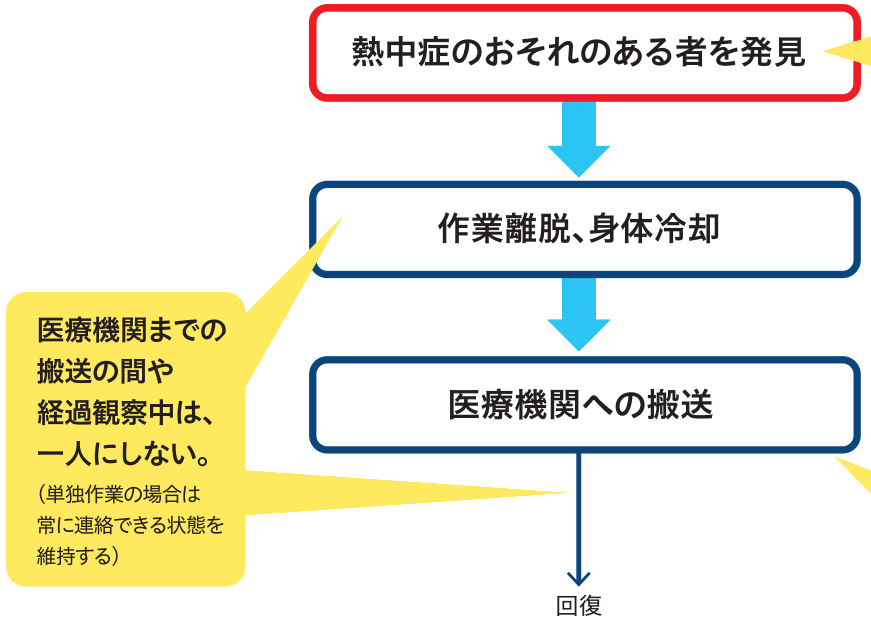

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。
（単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する）

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】
ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣 等

【自覚症状】
めまい、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温 等
①返事がおかしい
②ぼーっとしている　など、
普段と様子がおかしい場合も、熱中症のおそれありとして取り扱うことが適当。

医療機関への搬送に際しては、必要に応じて、救急隊を要請すること。

救急隊を要請すべきか判断に迷う場合は、＃7119等を活用するなど、専門機関や医療機関に相談し、専門家の指示を仰ぐことも考えられる。

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

資料 10-2

STOP! 熱中症 クールワーク キャンペーン

職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。

◀キャンペーン実施要項

キャンペーン期間

4月	5月	6月	7月	8月	9月
準備			重点取組		

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

☐ 労働衛生管理体制の確立

事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

☐ 暑さ指数(WBGT)の把握の準備

JIS規格に適合した暑さ指数計を
準備し、点検

☐ 作業計画の策定

暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業計画を策定

☐ 設備対策の検討

暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風
または冷房設備、散水設備の設置を検討

☐ 休憩場所の確保の検討

冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

☐ 服装の検討

透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

☐ 教育研修の実施

管理者、労働者に
対する教育を実施

ガイド・教育動画

e-learning

☐ 緊急時の対応の事前確認

緊急時の対応（異常時における連絡体制や
対応手順等）を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁（予定）

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare ・都道府県労働局・労働基準監督署

（R７.２）

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと

環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP 1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握

地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効

STEP 2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

- ☐ **暑さ指数の低減**
  準備期間に検討した設備対策を実施
- ☐ **休憩場所の整備**
  準備期間に検討した休憩場所を設置
- ☐ **服装**
  準備期間に検討した服装を着用
- ☐ **作業時間の短縮**
  作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
- ☐ **プレクーリング**
  作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる
- ☐ **水分・塩分の摂取**
  水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）
- ☐ **暑熱順化への対応**
  熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整
  ※新規入職者や休み明け労働者は別途注意すること
- ☐ **健康診断結果に基づく対応**
  次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮　①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢
- ☐ **日常の健康管理**
  当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
- ☐ **作業中の労働者の健康状態の確認**
  巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
- ☐ **異常時の対応**
  あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
  少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
  ※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風する**ことなどにより身体を冷却
  ※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）

重点取組期間 7月 にすべきこと

- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

資料11

足場からの墜落防止措置が強化されます

●改正労働安全衛生規則　令和5年10月1日から順次施行●

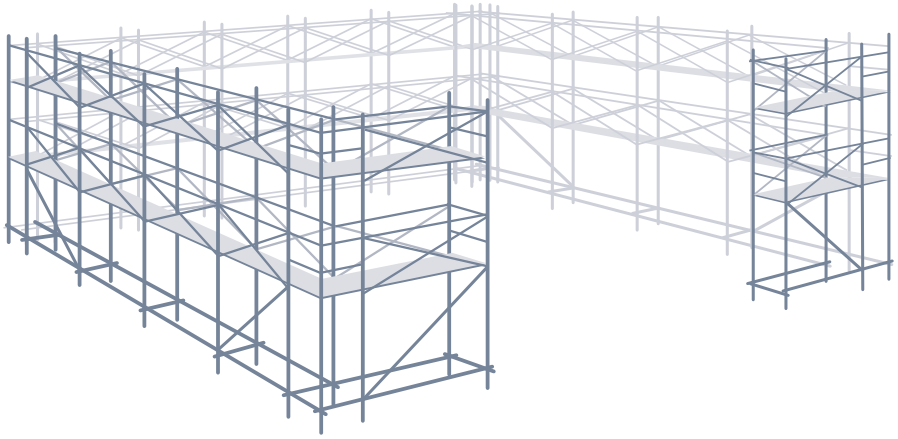

厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。令和５年10月１日（一部規定は令和６年４月１日）から順次施行します。

改正のあらまし

① 一側足場の使用範囲が明確化されます

幅が１メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

② 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

③ 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

また、労働災害防止対策を確実に実施するため、安全衛生経費については適切に確保してください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

① 一側足場の使用範囲が明確化されます

安衛則第 561 条の 2（新設）

R6.4.1 施行

令和６年４月１日以降、幅が１メートル以上の箇所※において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が１メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。
つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

※足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が１メートル以上ある箇所のこと。

●「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

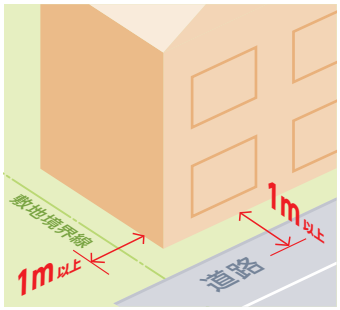

足場設置のため確保した幅が１メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。
なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が１メートル以上の箇所」を確保してください。

●「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

・足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を２本設置することが困難なとき

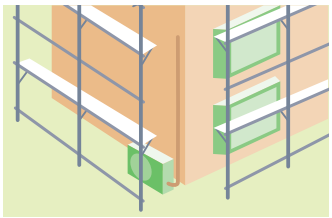

・建築物の外面の形状が複雑で、１メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき

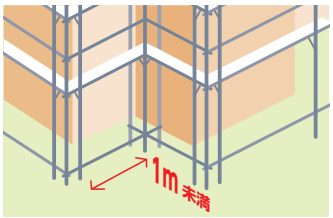

・屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を２本設置することが困難なとき

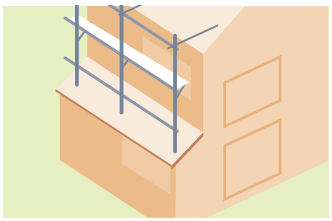

・本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔※が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まるとき

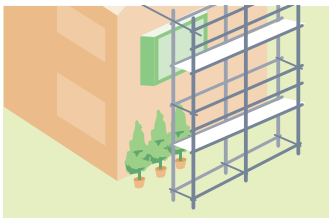

※足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が 30 センチメートル以内とすることが望ましいです。

＜留意点＞
足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を１本とする場合は、足場の動揺や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造としなければなりません。

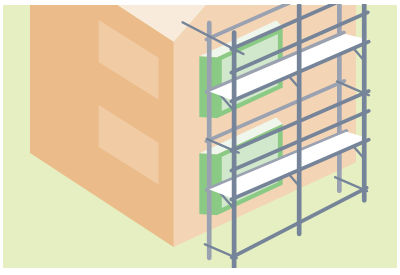

※図はイメージ。分かり易くするため足場は簡略化して図示しています。

2 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

安衛則第 567 条、第 568 条、第 655 条

R5.10.1 施行

事業者又は注文者が足場の点検を行う際は、点検者を指名しなければなりません。

● 指名の方法

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

● 点検者について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、

・足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者

・労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第 88 条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者

・全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者

・建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者

等十分な知識・経験を有する者を指名することが適切であり、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

3 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

安衛則第 567 条、第 655 条

R5.10.1 施行

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に 2 で指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。

＜留意点＞

足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

建設工事従事者の安全及び健康の確保のために
安全衛生経費の適切な支払いが必要です

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、いわゆる一人親方等を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、年間約 400 人もの尊い命が亡くなっています。

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第 19 条の 3 に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

● 労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

(1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

(2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

(3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された労働災害防止対策に要する経費」が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第 18 条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

(4) 契約書面における明確化

元請負人及び下請負人は、契約内容の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を記載し明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費については、他の経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。

国土交通省では、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われるよう、令和 4 年度より、学識経験者、建設関係団体等のご協力を得て「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関する WG」を設置し、安全衛生対策項目の確認表、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及に向けた取組を進めています。「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関する WG」での議論や成果等は、順次、以下の HP で公表します。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html

問い合わせ先：国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室
電話番号：03（5253）8111（内線 24813 ／ 24816）

資料12

トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。

労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます）が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。
特別教育については令和６年２月から、それ以外の規定は令和５年10月から施行されます。

改正のあらまし

① 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます

これまで最大積載量５トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量２トン以上５トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。

② テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育４時間、実技教育２時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。

③ 運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。
なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

① 昇降設備、保護帽の設置義務の範囲が拡大されます

R5.10.1 施行

● 昇降設備について（安衛則第 151 条の 67 関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が 5 トン以上のものに加え、2 トン以上 5 トン未満のものが追加されます。
「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等が含まれます。なお、昇降用ステップは、できるだけ乗降グリップ等による三点支持等により安全に昇降できる形式のものとするようにしてください。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

	2t 未満	2t 以上 5t 未満	5t 以上	備 考
床面から荷の上又は荷台までの**昇降設備の設置**	△	●	○	高さ 1.5m を超える箇所で作業を行うときは、安衛則第 526 条第 1 項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

【テールゲートリフターをステップとして使用する場合の留意事項】

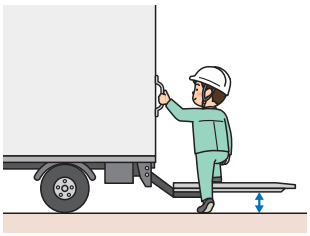

テールゲートリフターを昇降設備として使用する場合は、中間位置で停止させてステップとして使用してください。

原則として、テールゲートリフターの昇降時には、労働者を搭乗させてはいけません。

※詳細についてはメーカー取扱説明書をご参照ください。

● 保護帽について（安衛則第 151 条の 74 関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が 5 トン以上のものに加え、以下のものが追加されます。

①最大積載量が 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの（平ボディ車、ウイング車等）。

②最大積載量が 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車であって、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う等の場合は適用されません）。

保護帽は、型式検定に合格した「墜落時保護用」のものを使用する必要があります。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

	2t 未満	2t 以上 5t 未満	5t 以上	備 考
墜落による危険を防止するための**保護帽の着用**	△	●（上記①②） △（上記以外）	○	高さ 2m 以上の箇所で作業を行うときは、安衛則第 518 条の規定に基づき、墜落による危険を防止するための措置を講じる必要があります。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

② テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

R6.2.1 施行

荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作※の業務を行う労働者に対し、以下の科目、時間について特別教育を実施する必要があります。
また、特別教育を行ったときは、事業者において受講者、科目等の記録を作成し、3 年間保存する必要があります。

※「テールゲートリフターの操作」には、稼働スイッチの操作のほか、キャスターストッパー等を操作すること、昇降板の展開や格納の操作を行うこと等が含まれます。

	科 目	範 囲	時 間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	・テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 ・テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5 時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	・荷の種類及び取扱い方法 ・台車の種類、構造及び取扱い方法 ・保護具の着用 ・災害防止	2 時間
	関係法令	・労働安全衛生法令中の関係条項	0.5 時間
実技教育	・テールゲートリフターの操作の方法		2 時間

【一部省略できる者】

① **施行の日時点において 6 月以上の業務従事歴を有する者は以下の時間とすることができます。**
テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 45 分以上で可　テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略不可
関係法令 ⇒ 省略不可　テールゲートリフターの操作の方法 ⇒ 1 時間以上で可

②**「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく教育を実施した者は以下のとおり省略できます。**
テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 省略可　テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略可
関係法令 ⇒ 省略不可　テールゲートリフターの操作の方法 ⇒ 省略不可

③ **陸上貨物運送事業労働災害防止協会による「ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による荷役作業安全講習会」を受講した者は以下のとおり省略できます。**
テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 省略不可　テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略可
関係法令 ⇒ 省略不可　テールゲートリフターの操作の方法 ⇒ 省略不可

※その他詳細については最寄りの労働基準監督署あてお問い合わせください。

③ 運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

R5.10.1 施行

走行のための運転位置とテールゲートリフター等の操作位置が異なる貨物自動車を運転する場合において、テールゲートリフター等を操作し、又は操作しようとしている場合は、原動機の停止義務の適用が除外されます。なお、ブレーキを確実にかける等の貨物自動車の逸走防止措置については、引き続き義務付けられることにご留意ください。また、逸走防止の観点から、可能な範囲で原動機も停止するようにしてください。

昇降設備の留意事項について

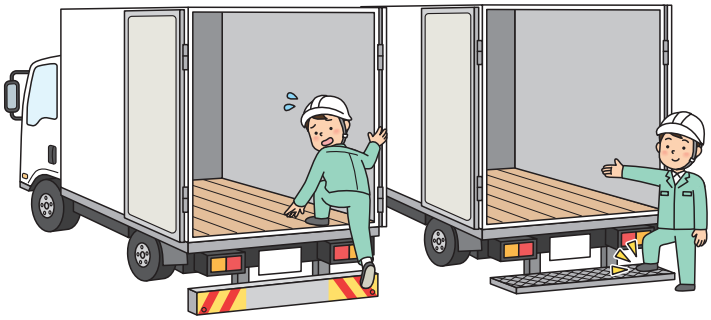

〈墜落のリスクが高い〉　〈望ましい〉

貨物自動車に設置されているステップで突出していないもの（上から見たときにステップが見えない等）は、墜落・転落するリスクが高いため、より安全な昇降設備を設置するようにしてください。

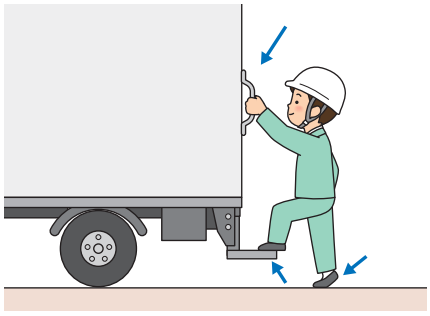

貨物自動車に設置されている昇降用のステップについては、可能な限り乗降グリップがあり、三点支持等により安全に昇降できる形式のものとしてください。

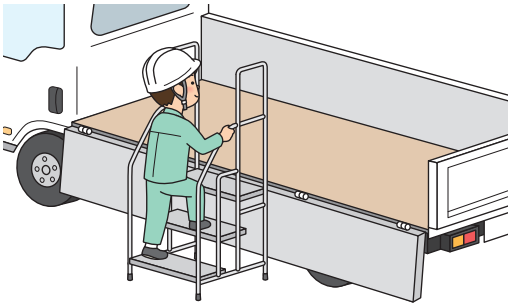

可搬式の踏み台等の例

新たに保護帽の着用が必要となるトラックの種類（最大積載量 2 トン以上 5 トン未満のもの）

保護帽の着用が必要となるもの

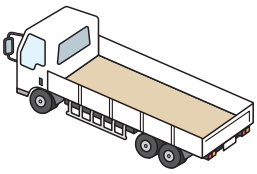

平ボディ車

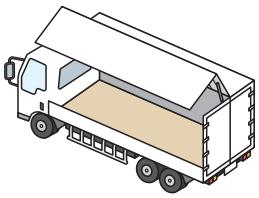

ウイング車

（荷台の側面が構造上開閉できるものの例）

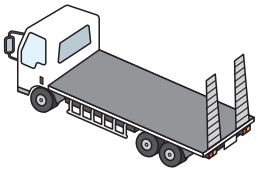

建機運搬車

（荷台の側面が構造上開放されているものの例）

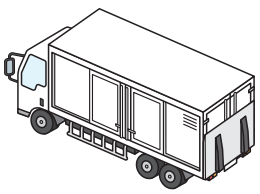

バン

（テールゲートリフターが設置されているもの）

適用されないもの

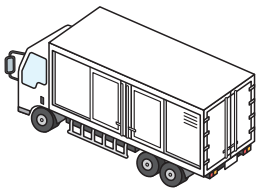

バン

（テールゲートリフターが設置されていないもの）

※墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することが望ましい。

※最大積載量 5 トン以上のトラックについては、トラックの種類にかかわらず保護帽の着用が必要です。

テールゲートリフターの種類

アーム式

垂直式

後部格納式

床下格納式

メーカー固有の商品名にかかわらず、労働安全衛生規則においては、貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトが規制の対象になります。

その他、気をつけていただきたい事

【床下格納式におけるサイドストッパーの隙間についての注意事項】

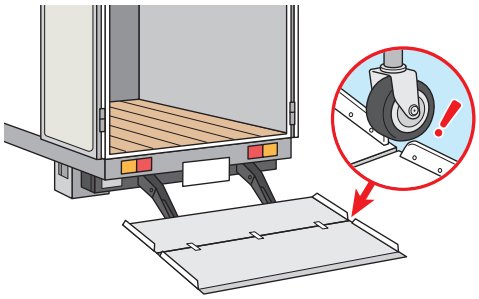

折り畳み部周辺のサイドストッパーに隙間が生じるので、隙間から車輪が脱輪しないよう、注意してください。

【テールゲートリフターの点検について】

テールゲートリフターについては、安衛則第151条の75に基づき作業開始前に点検を行ってください。

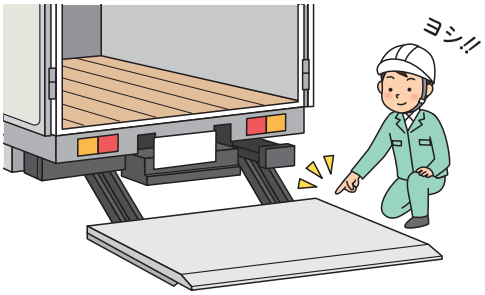

［点検項目の例］

①正常に動作するか、異音がないか
②部材に亀裂、損傷、変形等がないか
③油圧系統に接手のゆるみや油漏れ等がないか
④スイッチは正常に動作するか､電気系統に異常はないか

【ロールボックスパレットの不具合を確認したとき】

ロールボックスパレットの不具合を確認した場合は、速やかに所有者又は荷主に報告し、対応を協議してください。

【U字型ロールボックスパレットについて】

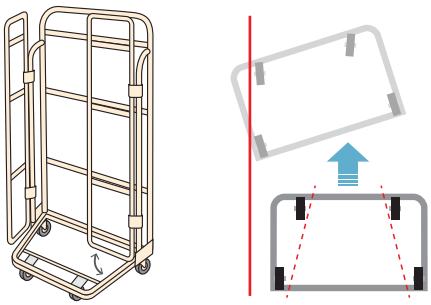

短辺側をストッパーに当てると斜め配置になり、転倒や荷崩れにつながるおそれがありますので、逸走防止措置を確実に講じてください。

厚生労働省では、陸上貨物運送事業における労働災害を防止するため、
以下のガイドラインを公表しております。
法令に定める事項のほか同ガイドラインに定める措置についても
積極的な取組を進めていただきますようお願いいたします。

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、荷役作業場所における安全の確保等、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を示したもの。

▲詳細はこちらをご覧ください

交通労働災害防止のためのガイドライン

交通労働災害の防止を図るための指針として、安全な走行ができない可能性が高い発注の禁止等、事業者や運転者の責務と、荷主、元請事業者等による配慮事項等を示したもの。

▲詳細はこちらをご覧ください

●令和6年（2024年）4月からトラック運転者の改善基準告示を改正！

1年の拘束時間	1か月の拘束時間	1日の休息期間
改正前（年換算） 3,516時間	改正前（月換算） 原則：293時間 最大：320時間	改正前 継続8時間
改正後 原則：3,300時間 最大：3,400時間	改正後 原則：284時間 最大：310時間	改正後 継続11時間を基本とし、継続9時間

▲詳細はこちらをご覧ください

発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへ

●長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、**長時間の荷待ちを発生させない**よう努めましょう。

取り組み例

- 納品時間の指定を柔軟にする
- 納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- 積込場所を分散し１か所当たりの車両台数を減らす
- パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- 注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる

詳細はこちらをご覧ください▶
「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」
厚生労働省・国土交通省・公益社団法人全日本トラック協会（2019/08）

改正安衛則の本文や施行通達など、詳しい内容につきましては、
厚生労働省ホームページからご覧いただけます。

ご不明点は、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

■ 労働基準監督署一覧
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html

労基署　所在案内　検索

（2023.6）

資料 13

転倒を防ぐ・腰痛を防ぐ
秋田の企業が実践している

小売業・社会福祉施設の

取組好事例集

秋田県小売業+Safe協議会・秋田県介護施設+Safe協議会

はじめに

近年、商業や社会福祉施設などの業種で働く中高齢の女性を中心に、仕事中に転倒や腰痛を発症する災害が増えています。

その理由として、高齢化の進行により、身体特性の低下した高年齢労働者が災害にあうケースが増えていることがあげられますが、なかには転倒によって骨折し、長期の療養を要したために企業が経済的に大きな損失を受けることも少なくありません。

県内には転倒災害の防止や腰痛予防に熱心に取り組んだり、創意工夫したりして災害の減少につなげている企業が多くありますので、そうした取組事例を各労働基準監督署で情報収集し、＋Safe協議会事務局がヒアリングを行い、とりまとめたものがこの事例集です。

企業が取り組むに至ったきっかけや、取組を継続するために工夫していることなども盛り込みました。

同様の事例集はたくさん出ていますが、「秋田の企業がやっていること」や「秋田でもできること」を掲載していますので、内容をより身近に感じて取り入れやすくなっているのではないかと思います。

防止対策に頭を悩ませている企業に広く手にとってもらい、取組や改善のヒントになれば幸いです。

秋田県小売業+Safe協議会・秋田県介護施設+Safe協議会

【事務局】秋田労働局 労働基準部 健康安全課